甲府市国土強靭化地域計画

～強さとしなやかさを持つ未来創造都市　甲府を目指して～

令和３年３月

甲　府　市

目次

第１章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１ 策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２ 本計画の位置づけ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３ 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２章 本市の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１ 自然的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２ 社会的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３ 防災の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
４ 気象災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
５ 今後想定される災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第３章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１ 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２ 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
３ 取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第４章 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１ 脆弱性評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
２ 脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第５章 本市強靭化の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
１ 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第６章 施策の重点化及び計画の推進・見直し・・・・・・・・・・・・２７
１ 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２ 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
【別紙１】脆弱性評価結果（起きてはならない最悪の事態ごと）・・・・ ２８
【別紙２】脆弱性評価結果（施策分野ごと）・・・・・・・・・・・・・ ８１
【別紙３】施策分野対応表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９７
【別紙４】施策分野一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１９
【別紙５】推進方針（起きてはならない最悪の事態ごと） ・・・・・・１２８

第１章 はじめに

１　策定の背景・趣旨

東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するため、平成２５年１２月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。この基本法では、基本理念として、国土強靭化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であるとともに、国際競争力向上に資するとされている。

国においては、基本法に基づき、翌年６月「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、強靭な国づくりへの取組が推進されてきた。また、基本法第１３条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、山梨県においては、基本計画と調和を図りながら平成２７年１２月「山梨県強靭化計画（以下「県強靭化計画」という。）」を策定し、令和２年３月に改訂がされた。

こうしたなか、本市においても、「甲府市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定し、地震や風水害、土砂災害等の大規模災害などに備え、災害発生時における被害の軽減と市民生活及び都市機能の早期回復が図られるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを推進していくこととする。

本計画を推進することにより、国際連合が掲げる世界共通の行動目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に貢献していく。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）
「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すため、2015 年の国連サミットにおいて採択された世界共通の 17 のゴール（目標）。
社会、経済、環境の３側面から捉えることのできる 17 のゴール（目標）を、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。

2　本計画の位置づけ等

（1）位置づけ

本計画は、基本法第１３条の規定に基づき、本市における強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、国土強靭化の観点から、甲府市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）をはじめ、強靭化に関する様々な分野の計画の指針とする。

（2）各計画との関係

本計画の策定にあたっては、基本法第１４条の規定に基づき、基本計画との調和が保たれたものとするとともに、県強靭化計画が、本市を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つことにも留意し、また「甲府市第六次総合計画」と整合を図り策定した。

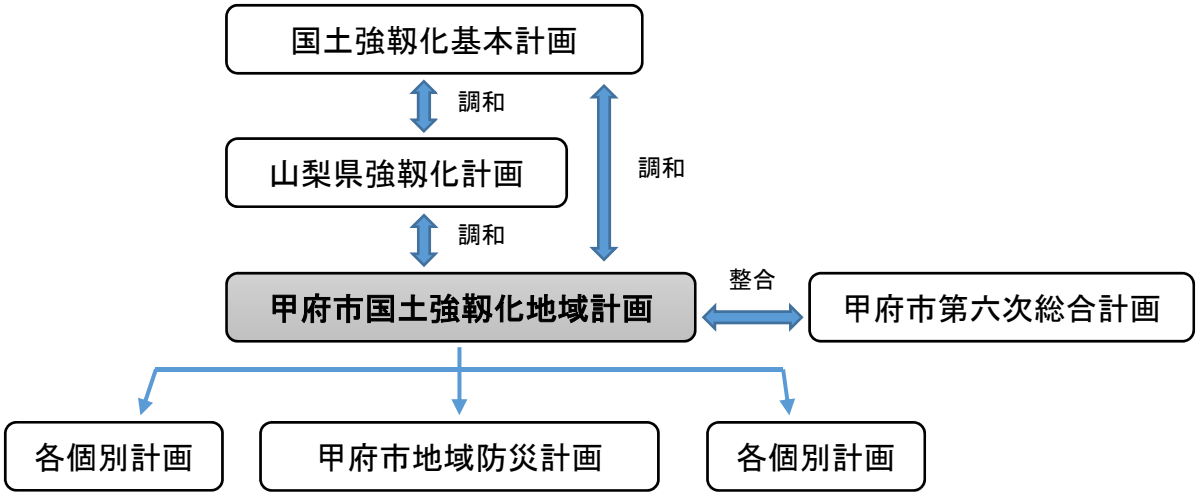

3　計画期間

本計画の計画期間は、令和３年度を初年度とし、５年間とする。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第２章　本市の特性

１　自然的特性

（１）位置及び面積

本市は、平成 18 年 3 月 1 日に東八代郡中道町及び西八代郡上九一色村（北部）と合併し、山梨県のほぼ中央にあり県を東西に二分する形で位置する。

市役所の所在地である東経 138 度 34 分 06 秒、北緯 35 度 39 分 44 秒、標高 267ｍの地点を中心として市街地が形成され、山国における盆地内の県中央部に位置しているという立地条件によって古くから県都として発展している。

東西 23.1 ㎞、南北 41.6 ㎞と南北に長く、面積は 212.47 ㎢。東から南にかけて笛吹市、富士河口湖町と接し、南から西にかけて身延町、市川三郷町、中央市、昭和町、甲斐市とつながり、北西から北にかけて山岳続きに北杜市、長野県南佐久郡川上村さらに、北東から東にかけて山梨市に接している。

（２）地形及び地質

ア　地形

地形は、帯那山から発する相川の扇状地は市内北部地帯構造の大部分を占め、さらに金峰山を南下して昇仙峡の奇勝を形成した荒川の扇状地が西部の千塚地区等を構成し、さらに市の東部には愛宕山の東麓にきわめて小規模の東光寺一帯の扇状地があり、また南部の全地域は笛吹川と荒川との中間地域を埋め立てた沼沢性の濁川、沖積平野によって占められており、市街地は甲府盆地の中心に位置し、概ね平坦であるが、北に高く、南に傾斜している。

イ　地質・地層

甲府盆地は、古い地殻活動によって陥没が生じたのち最初に火山性砕屑物の堆積を続け、その後さらに釜無川及び笛吹川などの河川によって土砂が運搬され、形成された。

また、甲府盆地には先新第三系が広く分布し、基盤岩類と呼ばれる中新世(Miocene)－前期更新世(Pliocene)の火山岩と更新世～完新世の堆積物が分布する。基盤岩類は下位から飯森山火山岩、多良ヶ峠火山岩、小島花崗閃緑岩、水ヶ森火山岩に区分される。

基盤岩類を覆う更新世～完新世の堆積物は下位から、甲府盆地下部泥砂礫層、黒富士火砕流層、甲府盆地中部泥砂礫層、八ヶ岳火山性岩屑流層、甲府盆地上部泥砂礫層、甲府盆地沖積砂礫層に区分される。

（3）気象

気象は、典型的な内陸性気候を示し、年平均気温の平年値は 14.7℃であるが、気温の日較差、年較差が大きく、最高気温の極値は 40.7℃(平成 25 年 8 月 10 日)、最低気温の極値は－19.5℃(大正 10 年 1 月 16 日)となっている。平年値による夏期の最高気温は 7 月上旬から 30℃以上となり、8 月上旬が最も高く、9 月上旬まで続く。

また冬期の最低気温は 12 月中旬から氷点下となり、1 月下旬が最も低く、2 月下旬まで続く。風は暖候期に南西風が主風となり、寒候期には北西の季節風が吹きやすく、空気は乾燥する。

年降水量の平年値は 1,135.2 ㎜である。

※年平均気温及び年降水量の平年値は、昭和 56 年から平成 22 年の平均値

○過去 10 年の本市の気象状況

区分＼年別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
降水量(㎜)	1,320.0	1,423.5	1,003.5	939.0	1,190.0	1,114.5	1,125.0	1,076.0	1,153.5	1168.0
平均気温(℃)	15.2	15.0	14.8	15.4	14.7	15.6	15.7	14.9	16.0	15.9
平均湿度(%)	65	63	63	60	62	64	63	58	60	62
風速10m/s以上の日数((日)	26	29	46	46	35	24	25	43	30	36

※気象庁調

2　社会的特性

（1）人口の推移

	世帯数	人口	内訳		40歳未満		40～65歳未満	
			男	女	男	女	男	女
平成24年度	89,604	196,229	95,036	101,193	41,890	39,693	32,694	32,517
平成25年度	88,556	194,898	94,387	100,511	40,754	38,646	32,433	32,110
平成26年度	89,028	192,601	93,251	99,350	38,924	36,778	32,069	31,696
平成27年度	89,547	191,664	92,874	98,790	38,306	36,012	32,023	31,449
平成28年度	89,945	190,456	92,300	98,156	37,504	35,204	31,994	31,397
平成29年度	90,167	189,200	91,622	97,578	36,728	34,513	31,886	31,297
平成30年度	90,477	187,868	90,890	96,978	36,089	33,907	31,702	31,176
令和元年度	91,013	187,171	90,597	96,574	35,694	33,465	31,707	31,149

	65～75歳未満		75歳以上		65歳以上総数	75歳以上総数	高齢化率	後期高齢化率
	男	女	男	女			65歳以上	75歳以上
平成24年度	10,616	12,485	9,836	16,498	49,435	26,334	25.193%	13.420%
平成25年度	11,051	12,869	10,149	16,886	50,955	27,035	26.144%	13.871%
平成26年度	11,838	13,539	10,420	17,337	53,134	27,757	27.588%	14.412%
平成27年度	11,921	13,625	10,624	17,704	53,874	28,328	28.109%	14.780%
平成28年度	11,869	13,443	10,933	18,112	54,357	29,045	28.540%	15.250%
平成29年度	11,842	13,327	11,166	18,441	54,776	29,607	28.951%	15.648%
平成30年度	11,630	13,034	11,469	18,861	54,994	30,330	29.273%	16.144%
令和元年度	11,572	12,892	11,624	19,068	55,156	30,692	29.468%	16.398%

※甲府市地区別人口動態表　抜粋

（2）産業

平成27年国勢調査によると、本市の総人口のうち、14歳以下の年少人口と65歳以上の高齢人口を除いた生産年齢人口は、112,961人であり、産業別に就業者を見ると次の表のとおりである。

種別	就業者数	就業率
第1次産業	2,254人	2.7%
第2次産業	19,758人	23.3%
第3次産業	62,657人	74.0%

※平成27年国勢調査結果　抜粋

（3）交通

ア　道路交通

① 道路交通量

本市を通る国道 20 号、358 号、52 号、411 号、主要地方道甲府南アルプス線、甲府韮崎線の交通量は、次のとおりである。

道路名	地点名	台数／12H
国道 20 号	向町地点	31,500
国道 358 号	相生三丁目地点	19,540
国道 52 号	寿町地点	11,290
国道 411 号	酒折二丁目地点	11,484
主要地方道甲府南アルプス線	貢川本町地点	23,072
主要地方道甲府韮崎線	横根町地点	15,486

※平成 27 年度道路・街路交通情勢調査結果　抜粋

② 道路交通網

本市を通る広域的な道路網として、首都圏と中部・関西圏を結ぶ中央自動車道が市内を東西に横断し、物流や観光等多岐にわたる分野に影響を与えている。また、静岡県と長野県を結ぶ中部横断自動車道の一部区間、北関東地域と甲府盆地を結ぶ西関東連絡道路及びこれらの高規格幹線道路を甲府盆地内で連結する新山梨環状道路の整備が進められている。

イ　公共交通

①　鉄道

鉄道網は、東京と長野方面を結ぶ JR 中央本線と、本市と静岡方面を結ぶ JR 身延線の 2 路線があり、広域的交通体系の一翼を担っている。JR 中央本線には 2 駅（甲府駅、酒折駅）、JR 身延線には 6 駅（甲府駅、金手駅、善光寺駅、南甲府駅、甲斐住吉駅、国母駅）がある。JR 身延線については、甲府駅・南甲府駅を除く 4 駅が無人駅となっている。

②　バス

バス路線は、国道・県道を主とした路線網が敷かれ、交通結節点である甲府駅を中心に市内、及び周辺市町に広く展開している。自家用車の普及により、バス交通は路線数・運行数とも減少しているものの、通勤・通学者にとって鉄道とともに、都市交通手段として重要な役割を果たしている。

3　防災の取組状況

（1）自主防災組織の設置率等

「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会を単位に自主防災組織を設置しており、ほぼすべての自治会において設置されている。

令和元年版 消防白書によると、全国の自主防災組織平均組織率は 84.1%であり、甲府市民の防災に対する意識の高さがうかがえる。

ア　甲府市自主防災組織設置率

自治会数	自主防災組織 設置自治会数	自主防災組織 未設置自治会数	設置率
518	505	13	97.5%

（平成 31 年 3 月 1 日現在）

イ　甲府市自主防災組織世帯組織率

組織されている 自治会数	市内世帯数	組織されている 地域の世帯数	世帯組織率
505	90,410	83,615	92.5%

（平成 31 年 3 月 1 日現在）

ウ　全国自主防災組織平均組織率

全国市町村数	全国市町村 世帯数	自主防災組織 設置市町村数	自主防災組織 地域の世帯数	組織率
1,741	57,896,505	1,684	48,662,795	84.1%

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（2）地区防災計画の策定率

地区防災計画は、平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法に基づき、市町村の一定地区（自治会）内の居住者等が共同で行う自発的な防災活動に関する計画であり、すべての自治会において策定済みである。

ア　甲府市地区防災計画策定状況

自治会数	地区防災計画 策定自治会数	地区防災計画 未策定自治会数	策定率
515	515	0	100.0%

（令和 2 年 5 月末日現在）

令和 2 年版 防災白書等によると、全国 27 都道府県、57 市町村、827 地区で地区防災計画が策定されており、本市の占める割合が全体の 60%を超え、本市の策定率の高さをうかがうことができる。

（3）きめ細やかな防災研修会

ア　地区防災研修会

本市では、地域住民が協力し合い助け合う「自助・共助」の防災活動の再確認のため、平成 29 年 4 月から平成 30 年 11 月の間に市内 519 の自治会で地区防災研修会を開催し、各地区で起こりうる災害と対策を盛り込んだ防災講話や地域の事情を考慮した「地区防災計画及び地域防災マップ」を作成することにより、防災意識を高めるとともに、地域防災力の強化を図った。

イ　水害避難の地区研修会

居住地域や一人ひとりの身体的状況により、水害時の浸水深や避難のタイミング等が異なることから、事前に各自の避難行動を整理し、適切な避難行動や被害リスクの軽減等に繋げるため、「甲府市洪水ハザードマップ」を自治会単位などに拡大した「地域の水害避難マップ」や、一人ひとりが「いつ、何をするか」をあらかじめ時系列で整理しておくための「わたしの避難行動計画（マイ・タイムライン）」を活用した「水害避難の地区研修会」を令和２年度から令和４年度の間に、市内全地区において実施する。

（４）甲府市防災リーダー等の育成

本市では、自主防災組織の地域防災力向上を目指し、平成 24 年度から「甲府市防災リーダー登録制度」を創設し、避難所開設・運営、初期消火、AED 研修など災害時の避難所運営に係る基礎知識・技能を有する「甲府市防災リーダーの育成」に取り組んでいる。

今後も、地域防災力の向上を目指し、引き続き甲府市防災リーダーの育成に取り組むとともに、地域での活躍を推進するため、さらに知識の醸成が可能な「防災士の育成」にも取り組んでいく。

ア　甲府市防災リーダーの登録状況

男性登録者数	女性登録者数	合計登録者数
850	307	1,157

（令和 2 年 11 月 18 日現在）

４　気象災害

本市の気象災害は梅雨期から台風期にかけての風水害が最も多い。

被害の特徴としては、短時間の集中豪雨によって中小河川や都市排水の氾濫による浸水等が多く見られる。

過去における主な被災状況は次のとおりである。

月日	概要	被害状況
昭和 10 年 9 月 21 日	5 日間にわたった豪雨により、雨量は 490 ㎜に達し、市内各河川が氾濫し、荒川堤防が決壊し、西部から南部にかけた範囲内に被害を受けた。	【甲府市の被害】 河川決壊 1 箇所 橋の流出 3 箇所
昭和 34 年 8 月 14 日	(台風第 7 号) 8 月 13 日午後 3 時ころから、甲府盆地は台風の影響下に入り、14 日午前零時、甲府地方気象台から暴風雨警報が発表された。同日午前 7 時 30 分ころより東寄りの風が 30m/s を超え、屋根が吹き上げられ、樹木、電柱は倒れ、倒壊家屋が続出し、道路には水があふれ、田畑の流出、橋の崩壊等甚大な被害を受けた。	【甲府市の被害】 最大風速 33.9m 最大瞬間風速 43.2m/s 雨量 194.7 ㎜ 気圧 968.5mb 全壊家屋 365 戸 半壊家屋 1,746 戸 床上浸水 60 戸 床下浸水 1,015 戸 死者 5 名 水田等埋没冠水 2,138.19ha 被害総額 12 億 3,600 万円 ※災害救助法適用
昭和 34 年 9 月 26 日	(台風第 15 号) 台風第 7 号の恐怖が消えない 9 月に大型台風が紀伊半島に上陸し北東に進み、暴風雨が本市を襲った。台風第 7 号の襲来からわずか 40 日余りのため、被災地は無防備状態のため甚大な被害を受けた。豪雨のほか、強風が 3 時間にわたって吹き荒れ、大きな風害を受けた。	【甲府市の被害】 最大風速 29.8m/s 最大瞬間風速 37.2m/s 雨量 82.1 ㎜ 全壊家屋 60 戸 半壊家屋 167 戸 床上浸水 6 戸 床下浸水 81 戸
昭和 41 年 7 月 22 日	(集中豪雨) 7 月 22 日午後 7 時、突然甲府盆地一帯を襲った集中豪雨は、約 2 時間のうちに甲府市街地で 78 ミリの降雨量を記録し、近年にない大被害をもたらした。特に、帯那山から上積翠寺に集中した雨は、帯那川・相川・高倉川・藤川などの中小河川を氾濫させた。	【甲府市の被害】 死者 1 名負傷者 57 名 全壊及び流失家屋 25 戸 半壊家屋 79 戸 一部破損家屋 40 戸 床上浸水 1,486 戸 床下浸水 12,801 戸 ※災害救助法適用

昭和 41 年 9 月 25 日	(台風第 26 号) 静岡県御前崎に上陸した台風は、富士川を北上し、甲府盆地南部を通過し、最悪の進路をとったため、県下全域が暴風雨圏に入り、夜間であったなどの悪条件が重なり、市内で予想外の被害を受けた。	【甲府市の被害】 最大風速 17.5m/s 最大瞬間風速 32.7m/s 雨量 65.8 ㎜ 気圧 973.6mb 半壊家屋 5 戸 床上浸水 681 戸 床下浸水 3,978 戸 死者 1 名 負傷者 23 名 ※災害救助法適用
昭和 52 年 8 月 13 日 ～18 日	(集中豪雨) 鳥島附近に発生した熱帯低気圧は紀伊半島海上から遠州灘沿岸に上陸し、駿河湾西岸沿いに進んで、関東南部を通って鹿島灘に去った。この間 6 日、本市は断続的な豪雨に見舞われ、1 時間に 22 ㎜を最高に 10 ㎜以上の強い雨が降った。 本市日別の統計は、13 日 57 ㎜、14 日 11 ㎜、15 日 0 ㎜、16 日 5 ㎜、17 日 154 ㎜、18 日 73 ㎜、計 300 ㎜であり、特に 16～18 日の 3 日で 232 ㎜を記録した。 特に、南部、東部方面の被害が目立った。	【甲府市の被害】 床上浸水 669 戸 床下浸水 1,777 戸 田畑冠水 413ha 道路被害 13 箇所 校舎 1 箇所 被害総額 7 億 9,000 万円 ※災害救助法適用
昭和 53 年 7 月 8 日	(大雨．洪水．雷雨) 南の湿った空気が流れ込み、大気が不安定な状態となったところに、前線の南下で寒気が流入し、益々不安定となり雷雨となった。午後 2 時 40 分大雨警報・洪水・雷雨注意報が発表され、午後 2 時 25 分から 3 時 25 分の間に 73 ㎜という気象台開設以来の記録的豪雨が本市の北部山岳地帯を除く全域に集中し、特に東部、南部、西部の一部に被害が目立った。	【甲府市の被害】 床上浸水 158 戸 床下浸水 1,426 戸 田畑冠水 304.3h 河川決壊 1 箇所 死者 1 名
昭和 57 年 7 月 31 日 ～8 月 3 日	(台風第 10 号と梅雨前線及び低気圧による山梨県の大雨) 梅雨前線が関東の南海上に停滞し、台風第 10 号の接近に伴い活動が活発となった。台風第 10 号は 8 月 2 日午前零時ごろ渥美半島西部に上陸し、本州を縦断し日本海に進んだ。3 日には台風第 9 号から変わった低気圧が本州の南岸沿いに東に進み、県下は豪雨に見舞われた。	【甲府市の被害】 全壊家屋 2 戸 半壊家屋 2 戸 床上浸水 26 戸 床下浸水 44 戸等 負傷者 1 名

昭和 57 年 9 月 10 日 ～9 月 12 日	（台風第 18 号と前線による山梨県の大雨） 台風第 18 号が、12 日午後 6 時ごろ、御前崎付近に上陸し、午後 8 時から 10 時にかけて、山梨県東部を縦断した。このため本州南岸に停滞していた秋雨前線の活動が台風の北上に伴い活発となり大雨をもたらした。	【甲府市の被害】 全壊家屋 1 戸 半壊家屋 1 戸 床上浸水 244 戸 床下浸水 560 戸等
昭和 58 年 8 月 14 日 ～17 日	（台風第 5 号と第 6 号による山梨県の大雨） 台風第 6 号は 14 日、本州南海上を西進し、15 日志摩半島に上陸消滅したが、そのころ大型で強い勢力をもった台風第 5 号が四国の南方海上を北上、17 日渥美半島に上陸、蛇行して東進その後山梨県東部をかすめ、北東に去った。 このため県下は大雨となり、山中で総降雨量は、1,034 ㎜を観測した。	【甲府市の被害】 床上浸水 27 戸 床下浸水 549 戸等
平成 3 年 8 月 20 日 ～21 日	（台風第 12 号による山梨県の大雨） 台風第 12 号は、20 日から 21 日にかけて日本の南海上を西北西進した。台風第 12 号を取り巻く雨雲が本州上に停滞、山梨県東部にも強い雨雲が停滞し、東部・富士五湖地方で総雨量が 200～426 ㎜の大雨となった。	【県内の被害】 全壊家屋 3 戸 半壊一部破損家屋 22 戸 床上浸水 148 戸 床下浸水 440 戸 床上浸水 148 棟 床下浸水 440 棟等 田畑流失・埋没 17ha 道路 172 箇所等 死者 7 名 負傷者 3 名 行方不明 1 名 被害総額 127 億 5,170 万円
平成 3 年 9 月 18 日 ～19 日	（台風第 18 号と秋雨前線による山梨県の大雨） 台風第 18 号は 19 日、日本の南海上を北東進し、19 日夕方から夜半前にかけて房総半島にかなり接近してさらに北東進した。台風の接近とともに本州南岸に停滞する秋雨前線の活動が活発となり、山梨県内は総雨量 104～469 ㎜の大雨となった。	【甲府市の被害】 床上浸水 20 戸 床下浸水 118 戸 農作物被害等

平成 10 年 1 月 15 日	(大雪) 14 日午後 3 時、東シナ海に低気圧が発生し、発達しながら日本の南海上を東北東進し、15 日午後 9 時には房総半島の南海上に進んだ。低気圧の前面には北東から寒気が流れ込みこの影響で、甲府では深夜 1 時ごろから本格的な雪となり、夕方まで降り続いた。同月 8 日、11～12 日と雪が降り、前回の雪が残っていたところへ、今回の大雪となったことから、農作物を中心に被害が発生した。 最深積雪 49 ㎝ (甲府市雪害対策本部設置 1 月 19 日～3 月 30 日)	【甲府市の被害】 一部破損家屋 860 戸 負傷者 38 名 農作物等被害総額 約 2 億 8 千万円
平成 10 年 9 月 15 日 ～16 日	(台風第 5 号) 台風第 5 号は 16 日午前 4 時ごろ、静岡県御前崎付近に上陸し、その後関東地方から東北地方を縦断し、16 日午後 4 時ごろ青森県八戸市付近から太平洋に抜けた。15 日午後 8 時に甲府地方気象台より大雨、洪水、暴風警報が発表された。本市では深夜から明け方にかけて強く降ったため、里垣地区等で床上・床下浸水の被害が発生した。最大風速 18.7m、最大瞬間風速 34.5m、総雨量 153.5 ㎜ (甲府市災害対策本部設置 9 月 16 日～10 月 1 日)	【甲府市の被害】 床上浸水 35 戸 床下浸水 158 戸 農作物等被害総額 約 1 億円
平成 12 年 9 月 11 日 ～12 日	(集中豪雨) 平成 12 年 9 月 11 日～12 日にかけて、本州上空に停滞していた秋雨前線は台風 14 号からの暖かく湿った空気の流れ込みによって活動が活発となり、全国各地の広い範囲で大雨となった。この集中豪雨により、甲府市では 24 時間雨量が 294.5 ㎜に達し、甲府地方気象台の観測開始以来の最高を記録した。(11 日降り始めからの総雨量は 311 ㎜) (甲府市災害対策本部設置 9 月 12 日～13 日)	【甲府市の被害】 全壊家屋 1 戸 一部破損家屋 4 戸 床上浸水 106 戸 床下浸水 273 戸 非住家床上浸水 58 戸 非住家床下浸水 26 戸 田畑冠水等 91ha 林地被害 18 箇所 林道被害 9 林道 16 箇所 道路冠水 18 箇所 避難世帯 16 世帯 51 名等

平成 13 年 1 月 27 日	(大雪) 平成 13 年 1 月 26 日の夜から 27 日にかけて、関東の南海上を低気圧が発達しながら進んだ。このため、低気圧に向かって流れ込んだ湿った北東風の影響により、甲府市では 27 日の降雪の深さ日合計は 45 ㎝に達し、甲府地方気象台の観測開始以来最高を記録した。 (甲府市道路除雪対策本部設置 1 月 27 日～2 月 8 日)	【甲府市の被害】 農業用施設（ビニールハウス・ぶどう棚の倒壊等) 救急出動 12 件 12 名搬送
平成 16 年 10 月 20 日 ～21 日	(台風第 23 号) 台風第 23 号は、10 月 20 日午後、高知県に上陸した後北上し、同日 23 時半頃には甲府市を通過した。このため、市内では、台風が接近した 20 日 15 時頃から 22 時頃にかけて激しい雨となり、19 日 7 時から 21 日 9 時までの総雨量は 192 ㎜に達し、善光寺町地内で山崩れが発生したほか、里垣、玉諸地区等で、床上・床下浸水の被害が発生した。 (甲府市災害対策本部設置 10 月 20 日～10 月 21 日)	【甲府市の被害】 半壊家屋 1 戸 床上浸水 58 戸 床下浸水 228 戸 非住家床上浸水 22 棟 非住家床下浸水 21 棟 田畑の冠水等 4.89ha 林地被害 3 箇所 林道被害 1 箇所 避難世帯 75 世帯 170 名等
平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日	(大雪) 平成 26 年 2 月 13 日、沖縄の南海上の低気圧が前線を伴って発達しながら北東に進み、このため 14 日朝方から 15 日朝方にかけて降り続いた雪は、積雪 114cm(降雪量 112cm)に達し、甲府地方気象台観測開始以来最高を記録した。 (甲府市雪害対策本部設置　2 月 15 日～3 月 12 日)	【甲府市の被害】 市施設の建物が一部損壊 農業用施設（ビニールハウス、ぶどう棚）の倒壊 孤立世帯最大 284 世帯 686 名 帰宅困難者 68 名 雪崩事故・孤立集落からヘリによる救助 35 名 負傷者 56 名 ※災害救助法適用

令和元年 10 月 12 日 ～13 日	（台風第 19 号） 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、7 日には大型で猛烈な台風となった。12 日 19 時前に伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。山梨県内では 10 日夜から雨が降り始め、古関では 1 時間雨量で 52.5mm の非常に激しい雨となった。また、最大風速は甲府で 21.2m/s で、雨を伴う暴風雨となった。 （甲府市災害対策本部設置 10 月 12 日～10 月 13 日）	【甲府市の被害】 一部破損家屋 15 戸 避難世帯 571 世帯 1270 名等

昭和 41 年　集中豪雨で土砂流出した横沢通り

昭和 34 年　台風 7 号で崩壊した銀座アーケード

平成 26 年　市内全域を襲った豪雪災害

5　今後想定される災害

（1）風水被害

ア　洪水被害

本市は、荒川や笛吹川をはじめとする多くの河川が流れており、水害が発生しやすい自然条件下にある。特徴として、短時間集中豪雨による中小河川や都市排水の氾濫により、低地等における浸水などが考えられる。特に、平成 31 年に作成した甲府市洪水ハザードマップでは、市内南部を流れる笛吹川沿いの地域で 5.0ｍを超える浸水被害が想定されている。

イ　土砂被害

本市の約 64％を占める森林地域は、その多くが北部と南部の地区にあり、急傾斜地が多く、地質構造も弱いため、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。急傾斜地付近に存在する人家も多く、崩壊による人的、物的被害の発生が想定されている。

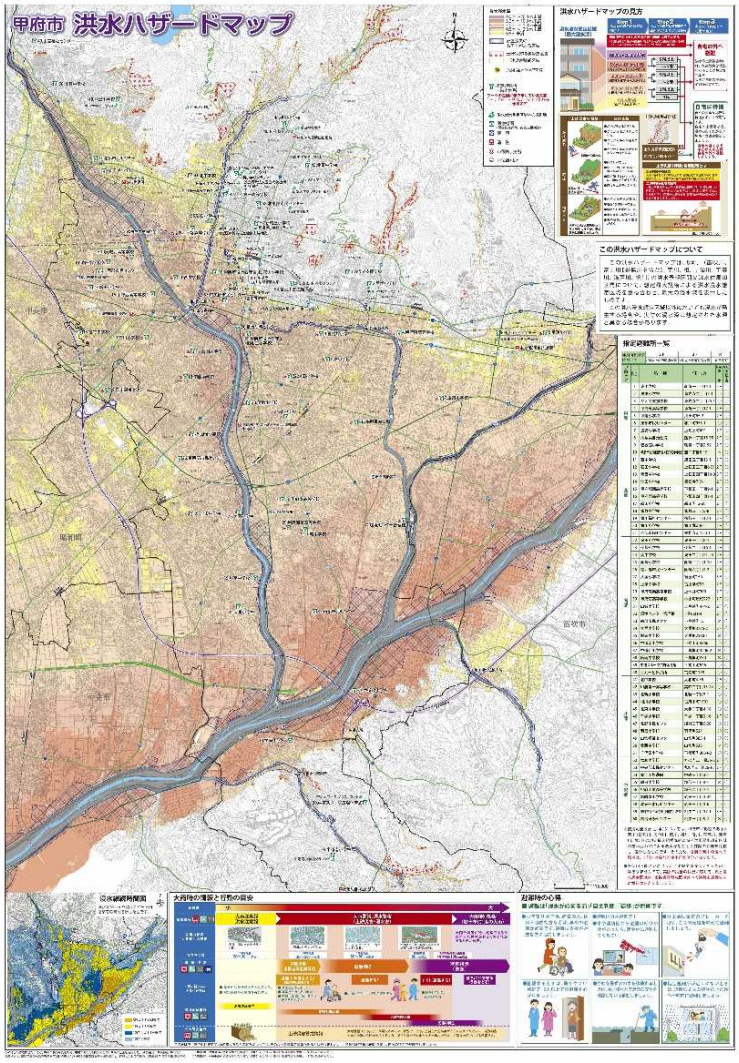

（２）地震被害

南海トラフ地震（うち、東海地震）については、今後 30 年以内の発生確率が 80％とされており、市内においては、ほぼ全域で震度 6 弱から 6 強の揺れが想定されている。こうしたなか、山梨県が実施した東海地震の被害想定調査結果によると、本市においては「液状化の可能性がある」若しくは「液状化の可能性が高い」とされるエリアが JR 中央線以南に広く存在している。

また、本市における建物被害として、全壊家屋 754 棟・半壊家屋 5,080 棟が想定されている。

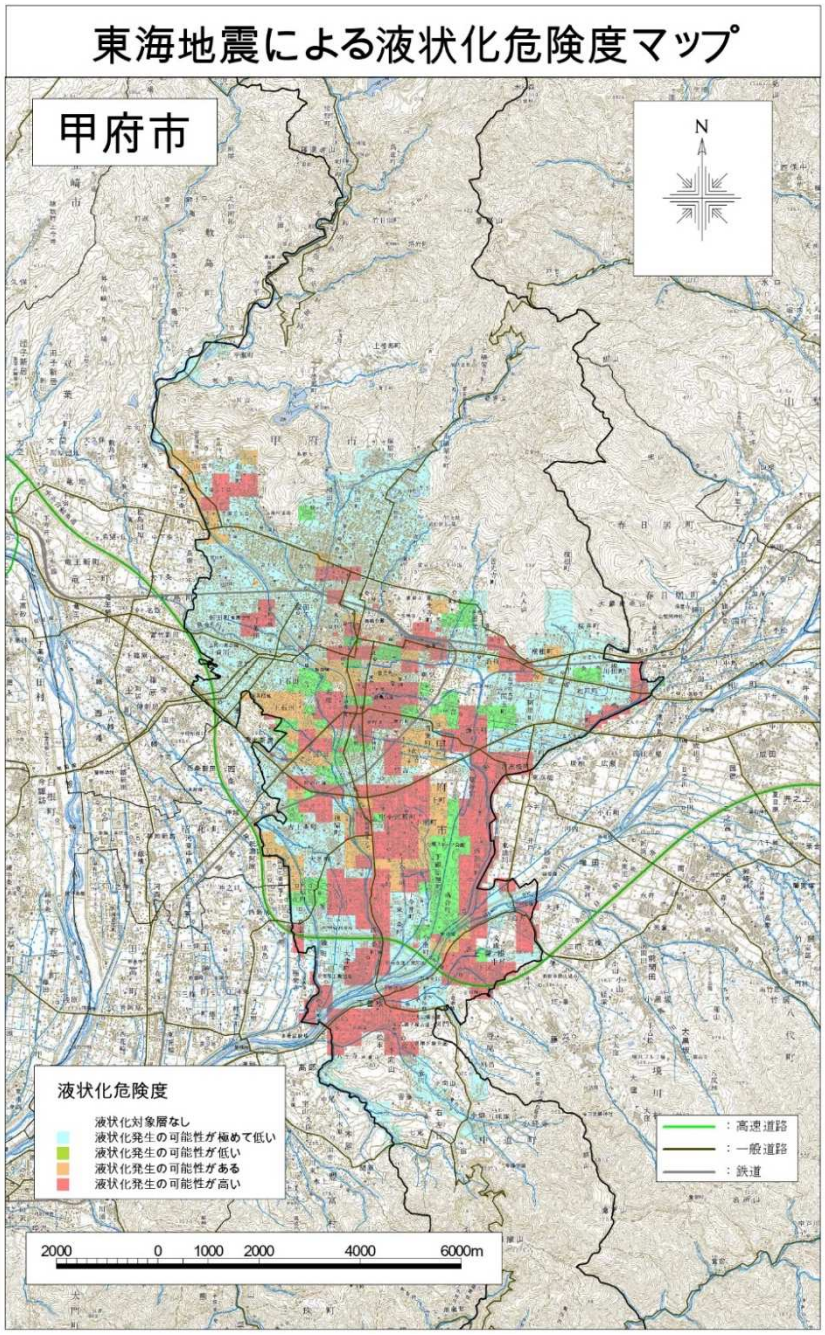

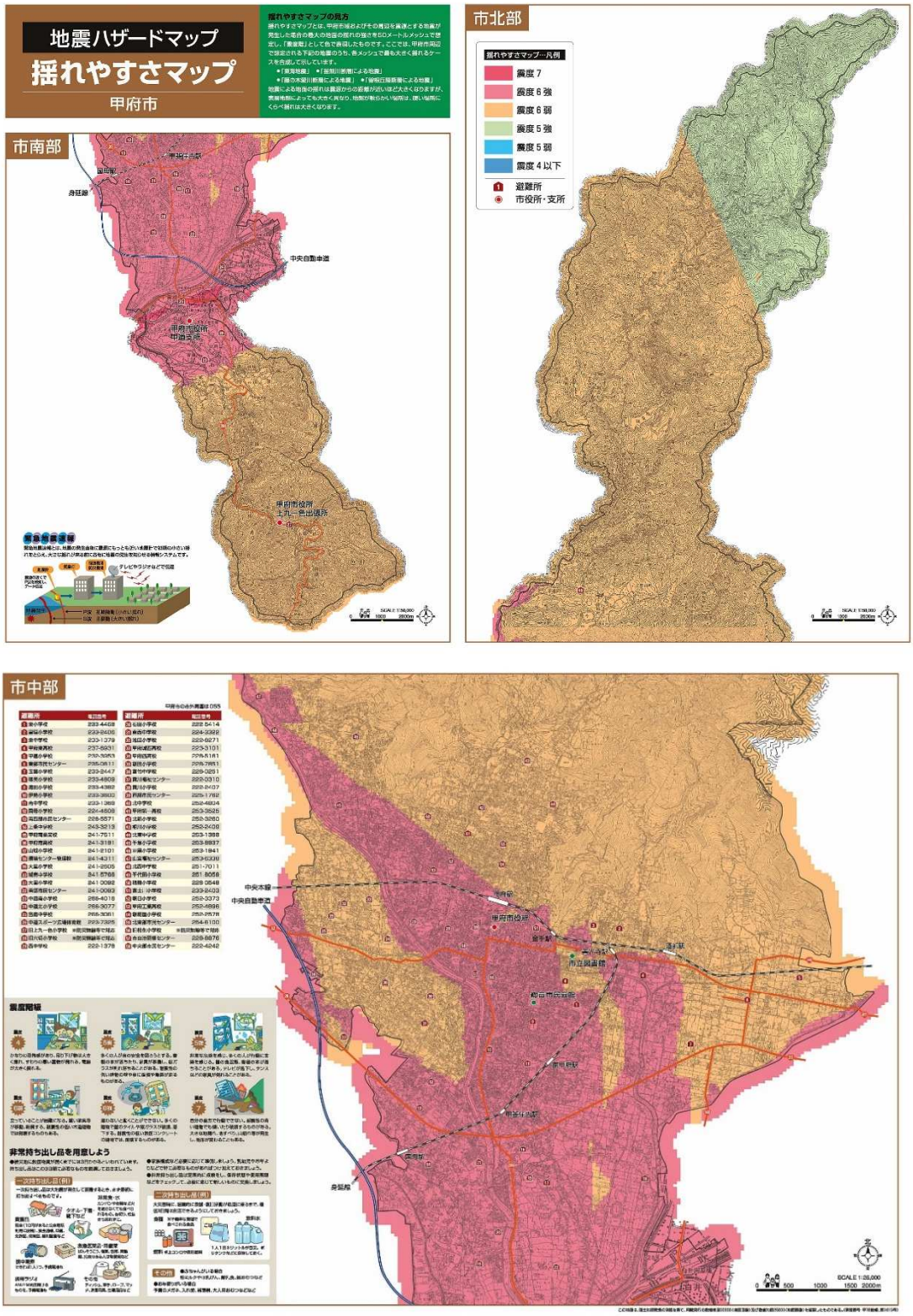
地震ハザードマップ
揺れやすさマップ
甲府市
揺れやすさマップの見方
市南部
市北部
揺れやすさマップ…凡例
震度 7
震度 6 強
震度 6 弱
震度 5 強
震度 5 弱
震度 4 以下
避難所
市役所・支所
市中部
震度階級
非常持ち出し品を用意しよう

（３）富士山火山噴火被害（降灰）

富士山火山防災協議会が作成した「富士山火山防災マップ」によると、本市は富士山から距離が離れており、溶岩流や火砕流等の影響はないとされているが、市内の広い範囲で 2cm 程度、南部の上九一色地区で 10cm を超える火山灰の堆積が想定されている。

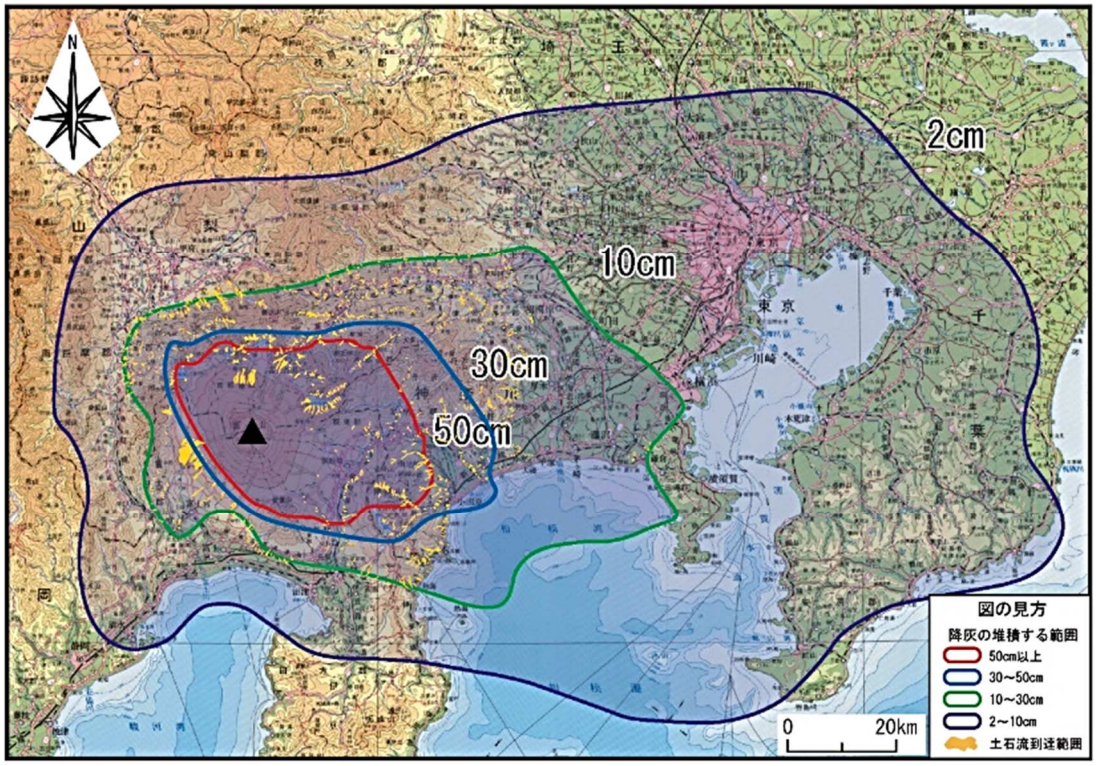

※富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」　抜粋

第３章　基本的な考え方

１　基本目標

国土強靭化は、大規模地震等の様々なリスクを直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、これまでの狭い意味での「防災」の範囲を超えて、平時から大規模災害等に備え、強靭な行政機能や地域社会、地域経済を築き上げていこうとするものである。

こうした点を踏まえ、本市では、基本計画及び県強靭化計画との調和を保ちつつ、大規模災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを実現するため、次の基本目標を設定し、本計画を推進する。

【基本目標】

いかなる災害等が発生しようとも、

① 人命の保護が最大限図られること

② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧復興

２　事前に備えるべき目標

本市における強靭化を推進するための４つの基本目標を基に、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

各目標に沿って、大規模災害等を想定する中で、「起きてはならない最悪の事態（第４章１（１）を参考）」を明確にし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を平時から持続的に推進する。

【事前に備えるべき目標】

① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能を確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3　取組方針

本市における強靭化を推進するうえでの取組方針を次のとおり設定する。

（1）基本方針

・本市における強靭化を損なう原因を、あらゆる側面から検討すること
・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
・地域活性化等にもつながり、本市の持続的成長の促進に寄与する取組であること

（2）適切な施策の組み合わせ

・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること

（3）効率的な施策の推進

・市民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
・既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
・財政が逼迫する中、国及び県の施策、民間資金の積極的な活用を図ること

（４）個々の特性に応じた施策の推進

・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること

・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること

・自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

（５）国、県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

・地域強靭化を効果的に進めるため、国、県及び周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努めること

・個々の企業における事業継続確保に向けた取り組みが促進するよう留意すること。また、災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進すること

・計画の内容が広く市民、民間事業者に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

第４章　脆弱性評価

１　脆弱性評価の方法

本計画の策定にあたり、本市における強靭化の推進を図るうえで必要な事項を明らかにするため、国が定めた「脆弱性評価の指針」に基づき、本市が直面するおそれのある大規模災害等に対応するために実施している、現行の取組の課題や今後の対応に関する評価を行った。

【脆弱性評価の流れ】

① 想定するリスクの設定

② 基本目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」の設定

③ 施策分野の設定

④ 脆弱性評価

（起きてはならない最悪の事態を回避するために行っている現行の取組の分析・評価）

⑤ 推進方針の検討

（脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる施策と推進方針を検討）

（１）想定するリスク

基本計画及び県強靭化計画においては、広域な範囲に甚大な被害をもたらす「大規模自然災害」を想定していることを踏まえ、本計画においても市防災計画において発生の可能性が予測されている地震や台風等による風水害など、大規模自然災害全般を想定する。

（２）起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第１７条第３項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで行うものとされており、基本計画や県強靭化計画との調和に留意しつつ、本市の地域性を考慮して、「基本目標」達成の妨げとなる、３２の事態を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(32 事態)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生・混乱
		2-6	富士山火山噴火による県東部エリアからの避難者受入後に本市において、災害が発生
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境､不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(32 事態)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期にわたる供給停止や汚水処理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
		6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
		6-5	富士山火山噴火の降灰によるライフライン機能の低下
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧･復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失､地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

（3）施策分野

脆弱性評価については、基本法第１７条第４項の規定に基づき、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、（２）で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を念頭に置きつつ、基本計画及び県強靱化計画を参考に、次のとおり個別施策分野として８分野、横断的分野として４分野を設定した。

（個別施策分野）

① 行政機能／消防／防災教育等

② 住宅・都市

③ 保健医療・福祉

④ 産業（産業構造・金融・エネルギー）

⑤ 情報通信

⑥ 交通・物流

⑦ 農林水産

⑧ 国土保全（国土保全・環境・土地利用(国土利用)）

（横断的分野）

① リスクコミュニケーション

② 人材育成

③ 官民連携

④ 老朽化対策

２　脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態を回避するために有効な取組の有無やその進捗状況等の視点から、現状の分析・評価を実施した。評価結果については、【別紙１】「脆弱性評価結果（起きてはならない最悪の事態）」のとおりである。また、施策分野ごとの評価結果については、【別紙２】「脆弱性評価結果（施策分野ごと）」のとおりである。

なお、【別紙３】「施策分野対応表」は、起きてはならない最悪の事態と施策分野との関連性について分類したものであり、【別紙４】「施策分野一覧表」は取り組むべき施策を施策分野ごとに分類したものである。

第５章　本市強靭化の推進方針

１　推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本市における強靭化に向けて、起きてはならない最悪の事態を回避するため取り組むべき施策の推進方針を【別紙５】「推進方針（起きてはならない最悪の事態ごと）」のとおり定めた。

各分野における推進にあたっては、それぞれの分野の間で相互に関連する事項があるため、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、関係部局が連携し、施策の実効性や効率性が確保されるよう十分に配慮する。

第６章　施策の重点化及び計画の推進・見直し

１　施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市における強靭化を進めるために、起きてはならない最悪の事態を回避するために効果が大きい施策や緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を重点化施策として選定する。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施する。

２　計画の推進と見直し

（１）計画の進捗管理と見直し

本計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備する中で、ＰＤＣＡサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていくこととする。

推進方針の進捗状況を定量的に把握することができるよう、重要業績指標（ＫＰＩ）等の具体的な数値指標を可能な限り設定する。

（２）他の計画等の見直し

本計画は、本市における強靭化に係る指針となるものであることから、市防災計画をはじめとする様々な分野の計画等において、本計画で示された指針に基づき、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

【別紙１】

脆弱性評価結果（起きてはならない最悪の事態ごと）

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-1	【起きてはならない最悪の事態】 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
		住宅及び民間建築物の耐震化の推進	建築指導課	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		ヘリポートの確保等の推進	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		指定避難地及び指定避難所の指定	防災企画課	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
		保育所、学校における防災対策の推進	子ども保育課 学校教育課	幼児・児童・生徒、教職員の安全の確保を図るため、学校防災マニュアルに基づいた訓練等を実施し、随時見直しを行うとともに、災害発生時に備え、自治会との連携体制の強化を図る必要がある。 また、幼児・児童・生徒に対する防災教育を行い、防災意識の普及啓発に努める必要がある。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。

1	1-1	**応援人員受入体制の整備**	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		応急仮設住宅確保体制の整備	住宅課 建築営繕課 防災企画課	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。
		地域における災害対応体制の強化	防災企画課	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
		液状化の危険に対する意識啓発	防災企画課 建築指導課	液状化の危険度情報を住民に提供し、住民の液状化に対する意識を啓発する必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進	住宅課	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。
		様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進	建築営繕課	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。

1	1-1	**管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消**	空き家対策課	災害時における家屋の損壊や倒壊を回避するためには、空き家の状況把握とともに、危険な家屋の所有者等に対して取壊しなどを促す必要がある。 災害復旧に支障をきたさないためには、倒壊家屋等の除去などの措置を速やかに実施する必要がある。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進	建築指導課	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
		非常参集体制の確立	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-2	【起きてはならない最悪の事態】 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	防災企画課 防災指導課	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進	病院総務課 医務感染症課	医療施設と連携して、備蓄品の確保手段及び支援体制の強化を図る必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。

1	1-2	**要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保**	協働推進課 市社会福祉協議会	要配慮者への支援ボランティアや医療ボランティア等の確保方法を検討し、その支援体制の整備を図る必要がある。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	災害発生時に要配慮者等の受入れが円滑に行われるよう、引き続き社会福祉施設等との協定締結を推進していく必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	防災指導課 消防本部 警防課	消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理をしていく必要がある。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		防火水槽の耐震化等の推進	消防本部警防課	防火水槽の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-3	【起きてはならない最悪の事態】 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	災害発生時に要配慮者等の受入れが円滑に行われるよう、引き続き社会福祉施設等との協定締結を推進していく必要がある。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供（再掲）	防災企画課 防災指導課	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。

1	1-3	**避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進**	防災企画課	避難行動要支援者の優先的な救助や避難を進めるため、避難行動要支援者支援マニュアルの作成を促進し、必要に応じて内容の更新を促す必要がある。
		避難行動要支援者名簿の更新	福祉保健部総務課 高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災企画課	避難行動要支援者を把握するため、名簿の更新を行う必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		避難勧告・指示判断マニュアルの作成	道路河川課 防災企画課	国のガイドラインの改定があった場合には、「避難勧告等の判断・伝達基準」の見直しを行う必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進	下水道課	浸水被害防止のために雨水排水施設（下水道施設）の整備を推進する必要がある。
		下水道施設の耐水化の推進	浄化センター	浸水に対して下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。

1	1-3	**住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）**	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。
		浸水被害軽減の推進	道路河川課	浸水被害を防止・軽減するため、排水施設等の整備及び適正な維持管理、機能保全対策を推進する必要がある。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-4	【起きてはならない最悪の事態】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		避難勧告・指示判断マニュアルの作成（再掲）	道路河川課 防災企画課	国のガイドラインの改定があった場合には、「避難勧告等の判断・伝達基準」の見直しを行う必要がある。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供（再掲）	防災企画課 防災指導課	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。

1	1-4	**地域における災害対応体制の強化（再掲）**	防災企画課	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		治山事業による土砂災害対策の推進	林政課	山林における崩壊地の復旧事業及び治山事業を実施し、土砂災害対策を推進する必要がある。
		森林の公益的機能の維持・増進	林政課	山間地域の土砂流出や崩壊を未然に防ぐため、公益的機能を持つ森林の計画的な整備を推進する必要がある。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-5	【起きてはならない最悪の事態】 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備	病院総務課 母子保健課 医務感染症課 地域保健課	医療機関等と連携して、妊産婦、難病等に係る支援体制を整備するとともに、発災時の医療提供及び搬送体制が速やかに行われるよう、情報伝達方法を構築する必要がある。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。

1	1-5	**災害時における燃料確保体制の整備（再掲）**	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。
		避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進（再掲）	防災企画課	避難行動要支援者の優先的な救助や避難を進めるため、避難行動要支援者支援マニュアルの作成を促進し、必要に応じて内容の更新を促す必要がある。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-1	【起きてはならない最悪の事態】 交通網の寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
		上水道施設の耐震化の推進	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	防災企画課 防災指導課	大規模災害に備え、家庭や事業所等において備蓄の充実を図るよう、様々な機会や手法を活用し、啓発していく必要がある。
		医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進（再掲）	病院総務課 医務感染症課	医療施設と連携して、備蓄品の確保手段及び支援体制の強化を図る必要がある。
		災害ボランティア活用体制の整備	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する必要がある。

2	2-1	**上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）**	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
		緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	福祉保健部総務課 防災企画課	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備	林政課	災害時の孤立集落解消に向けた林道を整備する必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。

2	2-1	**自主防災組織の防災資機材等の整備促進**	防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理	道路河川課 都市整備課	大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の整備及び維持管理を実施する必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		下水道施設の老朽化対策の推進	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進（再掲）	下水道課	浸水被害防止のために雨水排水施設（下水道施設）の整備を推進する必要がある。

2	2-1	**上下水道施設の耐水化の推進**	業務部総務課 浄水課 浄化センター	浸水に対して上下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。
		公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入	環境保全課 防災企画課	災害時の事業継続性の向上のため、安定的に電力の供給が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入する必要がある。
		指定避難所等の防災機能などの強化	建築営繕課 防災企画課	指定避難所等における衛生的な施設環境などを整備する必要がある。
		様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進（再掲）	住宅課	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-2	【起きてはならない最悪の事態】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	災害発生時に要配慮者等の受入れが円滑に行われるよう、引き続き社会福祉施設等との協定締結を推進していく必要がある。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		災害ボランティア活用体制の整備（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する必要がある。

2	2-2	**緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）**	福祉保健部総務課 防災企画課	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備（再掲）	林政課	災害時の孤立集落解消に向けた林道を整備する必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。
		避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進（再掲）	防災企画課	避難行動要支援者の優先的な救助や避難を進めるため、避難行動要支援者支援マニュアルの作成を促進し、必要に応じて内容の更新を促す必要がある。
		避難行動要支援者名簿の更新（再掲）	福祉保健部総務課 高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災企画課	避難行動要支援者を把握するため、名簿の更新を行う必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。

2	2-2	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		自主防災組織の防災資機材等の整備促進（再掲）	防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進（再掲）	防災企画課 防災指導課	大規模災害に備え、家庭や事業所等において備蓄の充実を図るよう、様々な機会や手法を活用し、啓発していく必要がある。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の整備及び維持管理を実施する必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-3	【起きてはならない最悪の事態】 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災指導課	災害時に、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所運営を行うことができるよう、引き続き訓練を実施していく必要がある。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		消防団の活性化	消防本部人事課	消防団活動の活性化を図るため、団員の確保に努めるとともに、活動しやすい環境整備のため策定した消防団活性化総合計画を検証し、随時見直しを行う必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-4	【起きてはならない最悪の事態】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進（再掲）	病院総務課 医務感染症課	医療施設と連携して、備蓄品の確保手段及び支援体制の強化を図る必要がある。
		特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備（再掲）	病院総務課 母子保健課 医務感染症課 地域保健課	医療機関等と連携して、妊産婦、難病等に係る支援体制を整備するとともに、発災時の医療提供及び搬送体制が速やかに行われるよう、情報伝達方法を構築する必要がある。
		被災者の健康支援体制の整備	地域保健課	様々な対象を考慮した被災者の健康支援体制の整備を進める必要がある。
		市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進	病院総務課	災害発生時に的確な対応を行うことができるよう、マニュアルに基づき訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
		住宅及び民間建築物の耐震化の推進（再掲）	建築指導課	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。

2	2-4	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		被災者総合相談体制の整備	市民課 協働推進課 防災企画課	被災住民からの様々な分野にわたる相談に円滑に対応するため、相談体制のさらなる充実に向け、関係部局や関係団体と協議を行っていく必要がある。
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）	建築指導課	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-5	【起きてはならない最悪の事態】 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生・混乱		
		災害ボランティア活用体制の整備（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する必要がある。
		帰宅困難者対策の推進	観光課 防災企画課	安否確認の手法等について周知を図るとともに、より多くの帰宅困難者受入施設を確保するため、引き続き協定の締結を推進していく必要がある。 また、一時避難場所への誘導方法等を検討する必要がある。
		観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進	観光課 防災企画課	滞留旅客者等への情報提供や受入体制について、観光協会等と連携し、整備を推進する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供（再掲）	防災企画課 防災指導課	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。

2	2-5	**緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）**	福祉保健部総務課 防災企画課	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
		指定避難所等の防災機能などの強化（再掲）	建築営繕課 防災企画課	指定避難所等における衛生的な施設環境などを整備する必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-6	【起きてはならない最悪の事態】 富士山火山噴火による県東部エリアからの避難者受入後に本市において、災害が発生		
		避難者受入体制の強化	防災企画課	富士山火山噴火による避難者受入後、本市に災害が発生し、避難所において市民の受入が困難となるため、その対策を講ずる必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-7	【起きてはならない最悪の事態】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進（再掲）	防災企画課 防災指導課	大規模災害に備え、家庭や事業所等において備蓄の充実を図るよう、様々な機会や手法を活用し、啓発していく必要がある。
		防疫用消毒剤等の確保体制の整備	収集衛生課	感染症まん延防止のための防疫用消毒資材等の資材確保体制を整備する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
		被災者の衛生管理体制の整備	地域保健課 生活衛生薬務課	感染症や食中毒の予防等、衛生管理体制を整備する必要がある。 また、公衆浴場施設等の利用に関する協定等の締結を促進する必要がある。
		被災者の健康支援体制の整備（再掲）	地域保健課	様々な対象を考慮した被災者の健康支援体制の整備を進める必要がある。
		災害時保健師等活動マニュアルの見直し	地域保健課	被災時において保健師等の迅速かつ適切な活動を行うことができるよう、災害時保健師等活動マニュアルをもとに訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。

2	2-7	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進（再掲）	病院総務課	災害発生時に的確な対応を行うことができるよう、マニュアルに基づき訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
		被災者総合相談体制の整備（再掲）	市民課 協働推進課 防災企画課	被災住民からの様々な分野にわたる相談に円滑に対応するため、相談体制のさらなる充実に向け、関係部局や関係団体と協議を行っていく必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		上下水道施設の耐水化の推進（再掲）	業務部総務課 浄水課 浄化センター	浸水に対して上下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。

2	2-7	**住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）**	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-8	【起きてはならない最悪の事態】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	災害発生時に要配慮者等の受入れが円滑に行われるよう、引き続き社会福祉施設等との協定締結を推進していく必要がある。
		外国人住民への支援体制の整備	市民課 防災企画課	外国人住民への防災関連情報の提供方法と避難所における生活支援体制の整備を推進する必要がある。
		外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	市民課 防災企画課 防災指導課	外国人住民向けの訓練や研修を引き続き実施し、防災意識の啓発を図っていく必要がある。
		要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災指導課	災害時に、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所運営を行うことができるよう、引き続き訓練を実施していく必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。

2	2-8	**緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）**	福祉保健部総務課 防災企画課	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。
		被災者の健康支援体制の整備（再掲）	地域保健課	様々な対象を考慮した被災者の健康支援体制の整備を進める必要がある。
		災害時保健師等活動マニュアルの見直し（再掲）	地域保健課	被災時において保健師等の迅速かつ適切な活動を行うことができるよう、災害時保健師等活動マニュアルをもとに訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
		避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	防災指導課	市（避難所管理者）と地域住民等（自主防災組織）が協力し、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施し、マニュアルについても随時見直しを行う必要がある。
		避難所運営マニュアルの見直し	防災企画課 防災指導課	避難所運営委員会に対し、助言を行う中で、必要に応じた見直しを図る必要がある。
		要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	要配慮者への支援ボランティアや医療ボランティア等の確保方法を検討し、その支援体制の整備を図る必要がある。

2	2-8	**要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進**	人権男女参画課 防災企画課	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営及び女性の避難所運営への参加について、引き続き啓発を行う必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
		指定避難所等の防災機能などの強化（再掲）	建築営繕課 防災企画課	指定避難所等における衛生的な施設環境などを整備する必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。

3	【事前に備えるべき目標】 必要不可欠な行政機能を確保する			
	3-1	【起きてはならない最悪の事態】 地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		受援体制の構築	防災企画課	受援計画に基づき、災害発生時に迅速かつ効果的な人的・物的支援の受け入れができるよう、体制の強化を図る必要がある。
		行政機能に係る各種訓練の実施	防災企画課	発災時に対策本部をはじめ、本部事務局の各班が円滑に機能するよう、引き続きより実践的な訓練を行う必要がある。
		地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	防災企画課 情報政策課	非常時優先業務を適切に遂行するため、業務継続計画（BCP）の継続的な検証・見直しを行い、特に防災拠点が被災した場合に備えた対策を講じる必要がある。
		主要データ、プログラム滅失対策	情報政策課	被災等による行政データの破壊及び消失に備え、主要データ、プログラムの保管方法について検討する必要がある。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

3	3-1	**住宅及び民間建築物の耐震化の推進（再掲）**	建築指導課	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		指定避難所等の防災機能などの強化（再掲）	建築営繕課 防災企画課	指定避難所等における衛生的な施設環境などを整備する必要がある。
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進（再掲）	下水道課	浸水被害防止のために雨水排水施設（下水道施設）の整備を推進する必要がある。
		上下水道施設の耐水化の推進（再掲）	業務部総務課 浄水課 浄化センター	浸水に対して上下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。

3	3-1	**避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）**	建築指導課	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の整備及び維持管理を実施する必要がある。
		様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進（再掲）	建築営繕課	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。

4	【事前に備えるべき目標】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
	4-1	【起きてはならない最悪の事態】 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入（再掲）	環境保全課 防災企画課	災害時の事業継続性の向上のため、安定的に電力の供給が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入する必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

4	【事前に備えるべき目標】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
	4-2	【起きてはならない最悪の事態】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
		外国人住民への支援体制の整備（再掲）	市民課 防災企画課	外国人住民への防災関連情報の提供方法と避難所における生活支援体制の整備を推進する必要がある。
		外国人住民の防災意識向上のための普及啓発（再掲）	市民課 防災企画課 防災指導課	外国人住民向けの訓練や研修を引き続き実施し、防災意識の啓発を図っていく必要がある。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		被災者への災害情報提供体制の整備	情報発信課 防災企画課	被災者へ適時適切に情報提供を行うため、多様な手段を活用した情報提供手法等の整備を引き続き推進していく必要がある。
		行政機能に係る各種訓練の実施（再掲）	防災企画課	発災時に対策本部をはじめ、本部事務局の各班が円滑に機能するよう、引き続きより実践的な訓練を行う必要がある。
		要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	要配慮者への支援ボランティアや医療ボランティア等の確保方法を検討し、その支援体制の整備を図る必要がある。
		避難行動要支援者名簿の更新（再掲）	福祉保健部総務課 高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災企画課	避難行動要支援者を把握するため、名簿の更新を行う必要がある。

4	4-2	**活動マニュアルの整備・見直し**	防災指導課	各自治会と連携する中で、全自治会が作成した地区防災計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う必要がある。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-1	【起きてはならない最悪の事態】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		甲府市中小企業振興融資による資金繰りの支援	商工課	地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のための融資を行う必要がある。
		小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援	商工課	地域の防災を担う本市と甲府商工会議所が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する計画を作成する必要がある。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-2	【起きてはならない最悪の事態】 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-3	【起きてはならない最悪の事態】 基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）	建築指導課	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備（再掲）	林政課	災害時の孤立集落解消に向けた林道を整備する必要がある。
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の整備及び維持管理を実施する必要がある。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-4	【起きてはならない最悪の事態】 食料等の安定供給の停滞		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		市場における災害対策の強化	経営管理課	災害時において市場機能を継続するため、業務に必要な電源を確保する必要がある。
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進（再掲）	防災企画課 防災指導課	大規模災害に備え、家庭や事業所等において備蓄の充実を図るよう、様々な機会や手法を活用し、啓発していく必要がある。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-1	【起きてはならない最悪の事態】 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止		
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-2	【起きてはならない最悪の事態】 上水道等の長期にわたる供給停止や汚水処理施設の機能停止		
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
		緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）	福祉保健部総務課 防災企画課	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
		浄化槽の整備等による防災対策の拡充	環境保全課	既存の単独処理浄化槽は、老朽化が進んでおり、災害発生時には破損することが想定されるため、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
		浄化槽事業における被災した浄化槽の復旧	環境保全課	浄化槽事業で管理している公設浄化槽が被災した場合は、機能を復旧させる必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。

6	6-2	**下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）**	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進（再掲）	下水道課	浸水被害防止のために雨水排水施設（下水道施設）の整備を推進する必要がある。
		上下水道施設の耐水化の推進（再掲）	業務部総務課 浄水課 浄化センター	浸水に対して上下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-3	【起きてはならない最悪の事態】 地域交通ネットワークの分断		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備（再掲）	林政課	災害時の孤立集落解消に向けた林道を整備する必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。

6	6-3	**避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）**	建築指導課	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
		様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進（再掲）	住宅課	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の整備及び維持管理を実施する必要がある。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-4	【起きてはならない最悪の事態】 防災インフラの長期にわたる機能不全		
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
		道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	道路河川課 林政課 農政課	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法についてマニュアルを作成し、訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。

6	6-4	**様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）**	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進（再掲）	建築営繕課	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-5	【起きてはならない最悪の事態】 富士山火山噴火の降灰によるライフライン機能の低下		
		陸上交通の復旧	道路河川課	降灰により道路の通行に支障をきたさぬよう、その手法を検討し、対策を講じる必要がある。
		降灰の処理	収集衛生課 廃棄物対策課 住宅課 公園緑地課 道路河川課 建築営繕課	各家庭等からの排出方法や排出場所、収集や処理方法などについて、定めておく必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の推進	浄水課 水保全課 下水道課 浄化センター 計画課	降灰による上下水道施設への影響を調査し評価したうえで、機能確保及び被災時の早期復旧を図るために必要なその手法を検討し、対策を講じる必要がある。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-1	【起きてはならない最悪の事態】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺		
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。

7	7-1	**避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）**	建築指導課	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消（再掲）	空き家対策課	災害時における家屋の損壊や倒壊を回避するためには、空き家の状況把握とともに、危険な家屋の所有者等に対して取壊しなどを促す必要がある。災害復旧に支障をきたさないためには、倒壊家屋等の除去などの措置を速やかに実施する必要がある。
		防火水槽の耐震化等の推進（再掲）	消防本部警防課	防火水槽の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
		応急危険度判定の体制整備	建築指導課	余震等により建築物の崩壊によって引き起こされる人命の危険度と、建築物の部分的な落下や転倒により引き起こされる人命の危険度を判定し建築物の使用可否等を行う必要がある。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-2	【起きてはならない最悪の事態】 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生		
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
		道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し（再掲）	道路河川課 林政課 農政課	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法についてマニュアルを作成し、訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-3	【起きてはならない最悪の事態】 有害物質の大規模拡散・流出		
		原子力災害対策の促進	危機管理課 防災企画課	原子力発電所における不測の事態に備え、原子力災害対応力を高めるとともに、状況に応じて放射線の健康への影響等について住民への普及啓発を行う必要がある。
		放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	環境保全課 浄水課 浄化センター	各種検査・調査体制を維持し、大気、浄水汚泥、下水道汚泥等に係る放射線・放射能物質の調査及びモニタリングを行っていく必要がある。
		石綿（アスベスト）に係る調査体制の整備	環境保全課	大規模災害の発生に伴い、被災した建築物から発生する石綿の飛散による健康被害を防止するため、調査体制の整備が必要である。
		環境中への有害物質（放射線及び石綿を除く）の拡散防止・抑制対策	環境保全課	不測の事態が発生した際に、有害物質の拡散を最小限に留められるよう、事業者に啓発を行う必要がある。
		PCB 早期処理に向けた対策	廃棄物対策課	PCB 廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度 PCB 使用製品の所有の状況を実地に把握するとともに、掘り起こし調査を行ったうえで、高濃度 PCB 使用製品の確実な廃棄のための取組を講じるよう必要な指導を行う。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-4	【起きてはならない最悪の事態】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
		農村資源の保全管理活動の推進	農政課	農用地、水路、農道等の農村資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されるため、地域ぐるみの共同活動を支援する必要がある。
		農業用施設の長寿命化の推進	農政課	農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る必要がある。
		災害時における被害状況調査と生産指導体制の推進	就農支援課	被害を最小限にくい止めるため、被害状況の把握に努めるとともに、県やＪＡと連携する中で、技術対策について情報を共有し、生産指導の徹底を図る必要がある。
		農地の荒廃化の防止	就農支援課	食料の確保や地域コミュニティの存続を図るため、農地の荒廃化を防止する必要がある。
		新規就農者の確保・育成	就農支援課	農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。
		森林の公益的機能の維持・増進（再掲）	林政課	山間地域の土砂流出や崩壊を未然に防ぐため、公益的機能を持つ森林の計画的な整備を推進する必要がある。
		森林の保護事業の推進	林政課	鳥獣による森林の食害を防ぐとともに、松くい虫などによる樹木の立ち枯れを防止するなど、森林の保護を推進する必要がある。
		治山事業による土砂災害対策の推進（再掲）	林政課	山林における崩壊地の復旧事業及び治山事業を実施し、土砂災害対策を推進する必要がある。

8	【事前に備えるべき目標】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
	8-1	【起きてはならない最悪の事態】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		災害廃棄物処理体制の整備	廃棄物対策課	災害により発生した災害廃棄物の処理について、様々な状況を想定する中で、その体制について整備を行う必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		廃棄物の収集・運搬体制の整備	収集衛生課	災害発生時には、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥を含む）等、通常の生活系ごみに加え、災害廃棄物の収集・運搬体制を様々な状況を想定する中で、災害時相互応援協定に基づき迅速に体制を整える。
		一般廃棄物処理施設に関する対策	廃棄物対策課	災害時によるごみ処理施設（甲府・峡東クリーンセンター）の被害状況及び稼働状況等、必要な情報を収集するため、関係主体との連絡・調整手段の確保を図る必要がある。
		海岸漂着物等に関する対策	環境保全課 収集衛生課	海洋汚染を防ぐため、内陸地で発生したごみが海洋に流出しているプラスチックごみを含めた海洋漂着物等について対策を実施する必要がある。

8	【事前に備えるべき目標】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
	8-2	【起きてはならない最悪の事態】 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		地域防災力の強化を支える人材の育成	人権男女参画課 防災企画課 防災指導課	地域防災力の強化を図るため、防災リーダーの育成に努めるとともに、特に女性の参画を促進する必要がある。 また、研修会や訓練等を通じ市民の防災意識の向上を図る必要がある。
		要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災指導課	災害時に、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所運営を行うことができるよう、引き続き訓練を実施していく必要がある。
		災害ボランティア活用体制の整備（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する必要がある。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
		自主防災組織の防災資機材等の整備促進（再掲）	防災企画課	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
		避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施（再掲）	防災指導課	市（避難所管理者）と地域住民等（自主防災組織）が協力し、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施し、マニュアルについても随時見直しを行う必要がある。

8	8-2	**避難所運営マニュアルの見直し（再掲）**	防災企画課 防災指導課	避難所運営委員会に対し、助言を行う中で、必要に応じた見直しを図る必要がある。
		要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	要配慮者への支援ボランティアや医療ボランティア等の確保方法を検討し、その支援体制の整備を図る必要がある。
		要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進（再掲）	人権男女参画課 防災企画課	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営及び女性の避難所運営への参加について、引き続き啓発を行う必要がある。
		ボランティアコーディネーター養成等の促進	協働推進課 市社会福祉協議会	被災者のボランティア支援ニーズとボランティア派遣との調整を迅速かつ適切に行うため、ボランティアコーディネーターの養成を促進する必要がある。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
		地籍調査の推進	地籍調査課	被災後の迅速な復旧、復興を進めるうえで重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査を推進する必要がある。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。

8	【事前に備えるべき目標】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
	8-3	【起きてはならない最悪の事態】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失		
		文化財の特性に応じた防火対策の推進	消防本部警防課	文化財の特性に応じて個別に防火対策を講じる必要がある。

【別紙２】

脆弱性評価結果（施策分野ごと）

１．個別施策分野

①行政機能/消防/防災教育等	脆弱性評価結果
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
ヘリポートの確保等の推進	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
指定避難地及び指定避難所の指定	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
保育所、学校における防災対策の推進	幼児・児童・生徒、教職員の安全の確保を図るため、学校防災マニュアルに基づいた訓練等を実施し、随時見直しを行うとともに、災害発生時に備え、自治会との連携体制の強化を図る必要がある。 また、幼児・児童・生徒に対する防災教育を行い、防災意識の普及啓発に努める必要がある。
住民参加型の訓練及び研修会等の実施	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織や消防団が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
応援人員受入体制の整備	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
地域における災害対応体制の強化	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
総合的な防災情報システムの運用	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
災害時における燃料確保体制の整備	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

液状化の危険に対する意識啓発	液状化の危険度情報を住民に提供し、住民の液状化に対する意識を啓発する必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
非常参集体制の確立	発災時における迅速な初動体制を確保するため、職員の非常参集について適切な手段を確保し、訓練を実施する必要がある。
ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	要配慮者への支援ボランティアや医療ボランティア等の確保方法を検討し、その支援体制の整備を図る必要がある。
消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	消火栓、消火栓器具格納箱等の設置推進及び維持管理をしていく必要がある。
避難行動要支援者名簿の更新	避難行動要支援者を把握するため、名簿の更新を行う必要がある。
避難勧告・指示判断マニュアルの作成	国のガイドラインの改定があった場合には､｢避難勧告等の判断・伝達基準」の見直しを行う必要がある。
道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	想定される災害の規模の検証を行い、引き続き必要となる資機材や非常食等を確保し、女性や要配慮者のニーズにも配慮した備蓄を推進する必要がある。
家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	大規模災害に備え、家庭や事業所等において備蓄の充実を図るよう、様々な機会や手法を活用し、啓発していく必要がある。
緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成)	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
自主防災組織の防災資機材等の整備促進	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が使用する防災資機材の、より一層の整備を促進する必要がある。
要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	災害時に、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所運営を行うことができるよう、引き続き訓練を実施していく必要がある。

消防団の活性化	消防団活動の活性化を図るため、団員の確保に努めるとともに、活動しやすい環境整備のため策定した消防団活性化総合計画を検証し、随時見直しを行う必要がある。
被災者総合相談体制の整備	被災住民からの様々な分野にわたる相談に円滑に対応するため、相談体制のさらなる充実に向け、関係部局や関係団体と協議を行っていく必要がある。
避難者受入体制の強化	富士山火山噴火による避難者受入後、本市に災害が発生し、避難所において市民の受入が困難となるため、その対策を講ずる必要がある。
外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	外国人住民向けの訓練や研修を引き続き実施し、防災意識の啓発を図っていく必要がある。
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	市（避難所管理者）と地域住民等（自主防災組織）が協力し、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施し、マニュアルについても随時見直しを行う必要がある。
避難所運営マニュアルの見直し	避難所運営委員会に対し、助言を行う中で、必要に応じた見直しを図る必要がある。
要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営及び女性の避難所運営への参加について、引き続き啓発を行う必要がある。
受援体制の構築	受援計画に基づき、災害発生時に迅速かつ効果的な人的・物的支援の受け入れができるよう、体制の強化を図る必要がある。
行政機能に係る各種訓練の実施	発災時に対策本部をはじめ、本部事務局の各班が円滑に機能するよう、引き続きより実践的な訓練を行う必要がある。
地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	非常時優先業務を適切に遂行するため、業務継続計画（BCP）の継続的な検証・見直しを行い、特に防災拠点が被災した場合に備えた対策を講じる必要がある。
活動マニュアルの整備・見直し	各自治会と連携する中で、全自治会が作成した地区防災計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う必要がある。
道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法についてマニュアルを作成し、訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
降灰の処理	各家庭等からの排出方法や排出場所、収集や処理方法などについて、定めておく必要がある。

地域防災力の強化を支える人材の育成	地域防災力の強化を図るため、防災リーダーの育成に努めるとともに、特に女性の参画を促進する必要がある。 また、研修会や訓練等を通じ市民の防災意識の向上を図る必要がある。
文化財の特性に応じた防火対策の推進	文化財の特性に応じて個別に防火対策を講じる必要がある。

②住宅・都市	脆弱性評価結果
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
応急仮設住宅確保体制の整備	災害発生後、迅速に応急仮設住宅を確保するため、その体制についてより一層の充実を図る必要がある。
液状化の危険に対する意識啓発	液状化の危険度情報を住民に提供し、住民の液状化に対する意識を啓発する必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。
様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。
管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消	災害時における家屋の損壊や倒壊を回避するためには、空き家の状況把握とともに、危険な家屋の所有者等に対して取壊しなどを促す必要がある。 災害復旧に支障をきたさないためには、倒壊家屋等の除去などの措置を速やかに実施する必要がある。
避難路沿道建築物等の耐震化の促進	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
防火水槽の耐震化等の推進	防火水槽の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。

雨水排水施設（下水道施設）の整備推進	浸水被害防止のために雨水排水施設（下水道施設）の整備を推進する必要がある。
下水道施設の耐水化 の推進	浸水に対して下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。
上下水道施設に係る災害対策の強化	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
浸水被害軽減の推進	浸水被害を防止・軽減するため、排水施設等の整備及び適正な維持管理、機能保全対策を推進する必要がある。
上水道施設の耐震化の推進	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
下水道施設の耐震化の推進	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
上水道施設の老朽化対策の推進	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
下水道施設の老朽化対策の推進	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
上下水道施設の耐水化の推進	浸水に対して上下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。
公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入	災害時の事業継続性の向上のため、安定的に電力の供給が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入する必要がある。
指定避難所等の防災機能などの強化	指定避難所等における衛生的な施設環境などを整備する必要がある。
帰宅困難者対策の推進	安否確認の手法等について周知を図るとともに、より多くの帰宅困難者受入施設を確保するため、引き続き協定の締結を推進していく必要がある。 また、一時避難場所への誘導方法等を検討する必要がある。
浄化槽の整備等による防災対策の拡充	既存の単独処理浄化槽は、老朽化が進んでおり、災害発生時には破損することが想定されるため、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
浄化槽事業における被災した浄化槽の復旧	浄化槽事業で管理している公設浄化槽が被災した場合は、機能を復旧させる必要がある。

上下水道施設に係る災害対策の推進	降灰による上下水道施設への影響を調査し評価したうえで、機能確保及び被災時の早期復旧を図るために必要なその手法を検討し、対策を講じる必要がある。
応急危険度判定の体制整備	余震等により建築物の崩壊によって引き起こされる人命の危険度と、建築物の部分的な落下や転倒により引き起こされる人命の危険度を判定し建築物の使用可否等を行う必要がある。
石綿（アスベスト）に係る調査体制の整備	大規模災害の発生に伴い、被災した建築物から発生する石綿の飛散による健康被害を防止するため、調査体制の整備が必要である。

③保健医療・福祉	脆弱性評価結果
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
ヘリポートの確保等の推進	大規模地震等の発生時、円滑な人員搬送や物資輸送を行えるようにするため、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポート確保・整備を図る必要がある。
応援人員受入体制の整備	各種団体等からの人員派遣が迅速に受けられるよう、その体制について随時見直しを行う必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進	医療施設と連携して、備蓄品の確保手段及び支援体制の強化を図る必要がある。
要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	要配慮者への支援ボランティアや医療ボランティア等の確保方法を検討し、その支援体制の整備を図る必要がある。
要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進	災害発生時に要配慮者等の受入れが円滑に行われるよう、引き続き社会福祉施設等との協定締結を推進していく必要がある。
避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進	避難行動要支援者の優先的な救助や避難を進めるため、避難行動要支援者支援マニュアルの作成を促進し、必要に応じて内容の更新を促す必要がある。
避難行動要支援者名簿の更新	避難行動要支援者を把握するため、名簿の更新を行う必要がある。

	特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備	医療機関等と連携して、妊産婦、難病等に係る支援体制を整備するとともに、発災時の医療提供及び搬送体制が速やかに行われるよう、情報伝達方法を構築する必要がある。
	災害ボランティア活用体制の整備	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する必要がある。
	要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	災害時に、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所運営を行うことができるよう、引き続き訓練を実施していく必要がある。
	被災者の健康支援体制の整備	様々な対象を考慮した被災者の健康支援体制の整備を進める必要がある。
	市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進	災害発生時に的確な対応を行うことができるよう、マニュアルに基づき訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
	防疫用消毒剤等の確保体制の整備	感染症まん延防止のための防疫用消毒資材等の資材確保体制を整備する必要がある。
	被災者の衛生管理体制の整備	感染症や食中毒の予防等、衛生管理体制を整備する必要がある。 また、公衆浴場施設等の利用に関する協定等の締結を促進する必要がある。
	災害時保健師等活動マニュアルの見直し	被災時において保健師等の迅速かつ適切な活動を行うことができるよう、災害時保健師等活動マニュアルをもとに訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
	要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営及び女性の避難所運営への参加について、引き続き啓発を行う必要がある。
	ボランティアコーディネーター養成等の促進	被災者のボランティア支援ニーズとボランティア派遣との調整を迅速かつ適切に行うため、ボランティアコーディネーターの養成を促進する必要がある。

④産業 （産業構造・金融・エネルギー）	脆弱性評価結果
公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入	災害時の事業継続性の向上のため、安定的に電力の供給が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入する必要がある。
観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進	滞留旅客者等への情報提供や受入体制について、観光協会等と連携し、整備を推進する必要がある。
甲府市中小企業振興融資による資金繰りの支援	地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のための融資を行う必要がある。
小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援	地域の防災を担う本市と甲府商工会議所が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する計画を作成する必要がある。
市場における災害対策の強化	災害時において市場機能を継続するため、業務に必要な電源を確保する必要がある。

⑤情報通信	脆弱性評価結果
総合的な防災情報システムの運用	迅速かつ的確な初動対応を図るため導入した、「総合防災情報システム」を円滑に運用することができるよう、定期的に実技訓練を行うとともに、機能の充実を図る必要がある。
多様な情報入手手段の確保	停電等による、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる必要がある。
ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
外国人住民への支援体制の整備	外国人住民への防災関連情報の提供方法と避難所における生活支援体制の整備を推進する必要がある。
主要データ、プログラム滅失対策	被災等による行政データの破壊及び消失に備え、主要データ、プログラムの保管方法について検討する必要がある。
被災者への災害情報提供体制の整備	被災者へ適時適切に情報提供を行うため、多様な手段を活用した情報提供手法等の整備を引き続き推進していく必要がある。

⑥交通・物流	脆弱性評価結果
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
災害時における燃料確保体制の整備	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消	災害時における家屋の損壊や倒壊を回避するためには、空き家の状況把握とともに、危険な家屋の所有者等に対して取壊しなどを促す必要がある。 災害復旧に支障をきたさないためには、倒壊家屋等の除去などの措置を速やかに実施する必要がある。
避難路沿道建築物等の耐震化の促進	地震発生時に閉塞を防ぐべき沿道における建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	緊急輸送道路の機能確保を図るため、近隣市町との情報共有体制を拡充する必要がある。
緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	緊急物資調達に係る協定締結を推進するとともに、受援計画に基づき、受入体制の整備と避難所への輸送が適切に行うことができるよう、訓練を実施し随時見直しを行う必要がある。
中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備	災害時の孤立集落解消に向けた林道を整備する必要がある。
緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理	大規模災害時における交通網の寸断・途絶等の被害を最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の整備及び維持管理を実施する必要がある。
道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法についてマニュアルを作成し、訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
陸上交通の復旧	降灰により道路の通行に支障をきたさぬよう、その手法を検討し、対策を講じる必要がある。
降灰の処理	各家庭等からの排出方法や排出場所、収集や処理方法などについて、定めておく必要がある。

⑦農林水産	脆弱性評価結果
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
治山事業による土砂災害対策の推進	山林における崩壊地の復旧事業及び治山事業を実施し、土砂災害対策を推進する必要がある。
森林の公益的機能の維持・増進	山間地域の土砂流出や崩壊を未然に防ぐため、公益的機能を持つ森林の計画的な整備を推進する必要がある。
緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	各種検査・調査体制を維持し、大気、浄水汚泥、下水道汚泥等に係る放射線・放射能物質の調査及びモニタリングを行っていく必要がある。
農村資源の保全管理活動の推進	農用地、水路、農道等の農村資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されるため、地域ぐるみの共同活動を支援する必要がある。
農業用施設の長寿命化の推進	農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る必要がある。
災害時における被害状況調査と生産指導体制の推進	被害を最小限にくい止めるため、被害状況の把握に努めるとともに、県やＪＡと連携する中で、技術対策について情報を共有し、生産指導の徹底を図る必要がある。
農地の荒廃化の防止	食料の確保や地域コミュニティの存続を図るため、農地の荒廃化を防止する必要がある。
新規就農者の確保・育成	農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。
森林の保護事業の推進	鳥獣による森林の食害を防ぐとともに、松くい虫などによる樹木の立ち枯れを防止するなど、森林の保護を推進する必要がある。

⑧国土保全（国土保全・環境・土地利用(国土利用)）	脆弱性評価結果
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
雨水排水施設（下水道施設）の整備推進	浸水被害防止のために雨水排水施設（下水道施設）の整備を推進する必要がある。
下水道施設の耐水化の推進	浸水に対して下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。
上下水道施設に係る災害対策の強化	多様な危機事象に対し、上下水道施設の災害予防対策の強化を推進するとともに、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、行動指針やマニュアル等の作成・見直しを行う必要がある。
浸水被害軽減の推進	浸水被害を防止・軽減するため、排水施設等の整備及び適正な維持管理、機能保全対策を推進する必要がある。
治山事業による土砂災害対策の推進	山林における崩壊地の復旧事業及び治山事業を実施し、土砂災害対策を推進する必要がある。
森林の公益的機能の維持・増進	山間地域の土砂流出や崩壊を未然に防ぐため、公益的機能を持つ森林の計画的な整備を推進する必要がある。
上水道施設の耐震化の推進	災害時においても安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
下水道施設の耐震化の推進	災害時においても安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の耐震化を推進する必要がある。
上水道施設の老朽化対策の推進	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
下水道施設の老朽化対策の推進	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
上下水道施設の耐水化の推進	浸水に対して上下水道施設の機能不全を防止するため、施設の耐水化を推進する必要がある。

道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法についてマニュアルを作成し、訓練を実施し、随時見直しを行う必要がある。
上下水道施設に係る災害対策の推進	降灰による上下水道施設への影響を調査し評価したうえで、機能確保及び被災時の早期復旧を図るために必要なその手法を検討し、対策を講じる必要がある。
原子力災害対策の促進	原子力発電所における不測の事態に備え、原子力災害対応力を高めるとともに、状況に応じて放射線の健康への影響等について住民への普及啓発を行う必要がある。
放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	各種検査・調査体制を維持し、大気、浄水汚泥、下水道汚泥等に係る放射線・放射能物質の調査及びモニタリングを行っていく必要がある。
環境中への有害物質（放射線及び石綿を除く）の拡散防止・抑制対策	不測の事態が発生した際に、有害物質の拡散を最小限に留められるよう、事業者に啓発を行う必要がある。
PCB 早期処理に向けた対策	PCB 廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度 PCB 使用製品の所有の状況を実地に把握するとともに、掘り起こし調査を行ったうえで、高濃度 PCB 使用製品の確実な廃棄のための取組を講じるよう必要な指導を行う。
森林の保護事業の推進	鳥獣による森林の食害を防ぐとともに、松くい虫などによる樹木の立ち枯れを防止するなど、森林の保護を推進する必要がある。
災害廃棄物処理体制の整備	災害により発生した災害廃棄物の処理について、様々な状況を想定する中で、その体制について整備を行う必要がある。
廃棄物の収集・運搬体制の整備	災害発生時には、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥を含む）等、通常の生活系ごみに加え、災害廃棄物の収集・運搬体制を様々な状況を想定する中で、災害時相互応援協定に基づき迅速に体制を整える。
一般廃棄物処理施設に関する対策	災害時によるごみ処理施設（甲府・峡東クリーンセンター）の被害状況及び稼働状況等、必要な情報を収集するため、関係主体との連絡・調整手段の確保を図る必要がある。
海岸漂着物等に関する対策	海洋汚染を防ぐため、内陸地で発生したごみが海洋に流出しているプラスチックごみを含めた海洋漂着物等について対策を実施する必要がある。
地籍調査の推進	被災後の迅速な復旧、復興を進めるうえで重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査を推進する必要がある。

２．横断的分野

①リスクコミュニケーション	脆弱性評価結果
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
保育所、学校における防災対策の推進	幼児・児童・生徒、教職員の安全の確保を図るため、学校防災マニュアルに基づいた訓練等を実施し、随時見直しを行うとともに、災害発生時に備え、自治会との連携体制の強化を図る必要がある。 また、幼児・児童・生徒に対する防災教育を行い、防災意識の普及啓発に努める必要がある。
住民参加型の訓練及び研修会等の実施	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
液状化の危険に対する意識啓発	液状化の危険度情報を住民に提供し、住民の液状化に対する意識を啓発する必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。
ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	住民に対し、防災に係る必要な情報を提供し、防災意識の啓発に努める必要がある。
家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	大規模災害に備え、家庭や事業所等において備蓄の充実を図るよう、様々な機会や手法を活用し、啓発していく必要がある。
外国人住民への支援体制の整備	外国人住民への防災関連情報の提供方法と避難所における生活支援体制の整備を推進する必要がある。
外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	外国人住民向けの訓練や研修を引き続き実施し、防災意識の啓発を図っていく必要がある。
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	市（避難所管理者）と地域住民等（自主防災組織）が協力し、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施し、マニュアルについても随時見直しを行う必要がある。

活動マニュアルの整備・見直し	各自治会と連携する中で、全自治会が作成した地区防災計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う必要がある。
地域防災力の強化を支える人材の育成	地域防災力の強化を図るため、防災リーダーの育成に努めるとともに、特に女性の参画を促進する必要がある。 また、研修会や訓練等を通じ市民の防災意識の向上を図る必要がある。

②人材育成	脆弱性評価結果
地域における災害対応体制の強化	地域防災力の向上のため、防災リーダーや防災士等の養成を引き続き支援する必要がある。
地域防災力の強化を支える人材の育成	地域防災力の強化を図るため、防災リーダーの育成に努めるとともに、特に女性の参画を促進する必要がある。 また、研修会や訓練等を通じ市民の防災意識の向上を図る必要がある。

③官民連携	脆弱性評価結果
指定避難地及び指定避難所の指定	地震や水害など、災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の随時見直しを行う必要がある。
住民参加型の訓練及び研修会等の実施	発災時に地域住民等が適切な行動をとれるよう、様々な災害を想定する中で、関係団体と連携した総合的かつ実践的な住民参加型の訓練及び研修会等を引き続き実施する必要がある。
災害時における燃料確保体制の整備	災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	情報収集や応急対策業務等を迅速に行うため、関係機関や民間事業者などと体制の強化を図る必要がある。

要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進	災害発生時に要配慮者等の受入れが円滑に行われるよう、引き続き社会福祉施設等との協定締結を推進していく必要がある。
消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	消火栓、消火栓器具格納箱等の設置推進及び維持管理をしていく必要がある。
建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	適切な情報に基づき復旧活動を実施するため、建設業団体等との連携体制づくりを推進する必要がある。
災害ボランティア活用体制の整備	災害ボランティアの受入体制の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する必要がある。
要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	災害時に、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所運営を行うことができるよう、引き続き訓練を実施していく必要がある。
帰宅困難者対策の推進	安否確認の手法等について周知を図るとともに、より多くの帰宅困難者受入施設を確保するため、引き続き協定の締結を推進していく必要がある。 また、一時避難場所への誘導方法等を検討する必要がある。
避難者受入体制の強化	富士山火山噴火による避難者受入後、本市に災害が発生し、避難所において市民の受入が困難となるため、その対策を講ずる必要がある。
応急危険度判定の体制整備	余震等により建築物の崩壊によって引き起こされる人命の危険度と、建築物の部分的な落下や転倒により引き起こされる人命の危険度を判定し建築物の使用可否等を行う必要がある。
ボランティアコーディネーター養成等の促進	被災者のボランティア支援ニーズとボランティア派遣との調整を迅速かつ適切に行うため、ボランティアコーディネーターの養成を促進する必要がある。

④老朽化対策	脆弱性評価結果
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業の実施や普及啓発を行い、耐震化を推進する必要がある。
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。
様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する必要がある。
防火水槽の耐震化等の推進	防火水槽の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する必要がある。
緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	大規模災害発生時の応急対策活動を広域的かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、代替輸送道路、災害発生時の物流拠点へのアクセス道路を整備推進する必要がある。
上水道施設の老朽化対策の推進	将来にわたり安全で安定した給水を行うため、上水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
下水道施設の老朽化対策の推進	将来にわたり安全で安定した下水処理を行うため、下水道施設と管路の老朽化対策を推進する必要がある。
農業用施設の長寿命化の推進	農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る必要がある。

【別紙３】

「施策分野対応表」

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【1-1】 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特的多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅及び民間建築物の耐震化の推進	●	●	●						●			●
	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	指定避難地及び指定避難所の指定	●										●	
	保育所、学校における防災対策の推進	●								●			
	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	●											
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	応急仮設住宅確保体制の整備		●										
	地域における災害対応体制の強化	●									●		
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	液状化の危険に対する意識啓発	●	●							●			
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進		●										●
	様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進		●										●
	管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消		●				●						
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進		●				●						
	非常参集体制の確立	●											

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【1-2】 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	指定避難地及び指定避難所の指定	●										●	
	ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	●				●				●			
	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進			●									
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	応急仮設住宅確保体制の整備		●										
	地域における災害対応体制の強化	●									●		
	要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	●		●									
	要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進			●								●	
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	●										●	
	自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	●											
	防火水槽の耐震化等の推進		●										●

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【1-3】 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	指定避難地及び指定避難所の指定	●										●	
	要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進			●								●	
	ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	●				●				●			
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	●											
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	応急仮設住宅確保体制の整備		●										
	避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進			●									
	避難行動要支援者名簿の更新	●		●									
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	避難勧告・指示判断マニュアルの作成	●											
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	雨水排水施設（下水道施設）の整備推進		●						●				
	下水道施設の耐水化の推進		●						●				
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	地域における災害対応体制の強化	●									●		
	非常参集体制の確立	●											
	浸水被害軽減の推進		●						●				

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【1-4】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	避難勧告・指示判断マニュアルの作成	●											
	ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	●				●				●			
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	●											
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	応急仮設住宅確保体制の整備		●										
	地域における災害対応体制の強化	●									●		
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	指定避難地及び指定避難所の指定	●										●	
	非常参集体制の確立	●											
	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	治山事業による土砂災害対策の推進							●	●				
	森林の公益的機能の維持・増進							●	●				

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【1-5】 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備			●									
	非常参集体制の確立	●											
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											
	避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進			●									
	自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	●											

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-1】 交通網の寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進						●	●					●
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	●								●			
	医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進			●									
	災害ボランティア活用体制の整備			●								●	
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	●					●						
	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備						●						
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	自主防災組織の防災資機材等の整備促進	●											
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											
	緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理						●						

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-1】 交通網の寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	雨水排水施設（下水道施設）の整備推進		●						●				
	上下水道施設の耐水化の推進		●						●				
	公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入		●		●								
	指定避難所等の防災機能などの強化		●										
	様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進		●										●

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-2】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進			●								●	
	緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進						●	●					●
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	災害ボランティア活用体制の整備			●								●	
	緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	●					●						
	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備						●						
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	非常参集体制の確立	●											
	避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進			●									
	避難行動要支援者名簿の更新	●		●									
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	自主防災組織の防災資機材等の整備促進	●											
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											
	家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	●								●			
	緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理						●						

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-3】 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	●		●								●	
	自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	●											
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	地域における災害対応体制の強化	●									●		
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	消防団の活性化	●											

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-4】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機関の麻痺	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進			●									
	特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備			●									
	被災者の健康支援体制の整備			●									
	市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進			●									
	住宅及び民間建築物の耐震化の推進	●	●	●						●			●
	多様な情報入手手段の確保					●							
	被災者総合相談体制の整備	●											
	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進		●				●						

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-5】 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生・混乱	災害ボランティア活用体制の整備			●								●	
	帰宅困難者対策の推進		●									●	
	観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進				●								
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	●				●				●			
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											
	緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	●					●						
	指定避難所等の防災機能などの強化		●										
【2-6】 富士山火山噴火による県東部エリアからの避難者受入後に本市において、災害が発生	避難者受入体制の強化	●										●	

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-7】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	●								●			
	防疫用消毒剤等の確保体制の整備			●									
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	被災者の衛生管理体制の整備			●									
	被災者の健康支援体制の整備			●									
	災害時保健師等活動マニュアルの見直し			●									
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進			●									
	被災者総合相談体制の整備	●											
	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	上下水道施設の耐水化の推進		●						●				
	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【2-8】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	指定避難地及び指定避難所の指定	●										●	
	要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進			●								●	
	外国人住民への支援体制の整備					●				●			
	外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	●								●			
	要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	●		●								●	
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											
	緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	●					●						
	応急仮設住宅確保体制の整備		●										
	被災者の健康支援体制の整備			●									
	災害時保健師等活動マニュアルの見直し			●									
	避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	●								●			
	避難所運営マニュアルの見直し	●											
	要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	●		●									
	要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	●		●									
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	指定避難所等の防災機能などの強化		●										
	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【3-1】 地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進						●	●					●
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	受援体制の構築	●											
	行政機能に係る各種訓練の実施	●											
	地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	●											
	主要データ、プログラム滅失対策					●							
	非常参集体制の確立	●											
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	住宅及び民間建築物の耐震化の推進	●	●	●						●			●
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	指定避難所等の防災機能などの強化		●										
	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	雨水排水施設（下水道施設）の整備推進		●						●				
	上下水道施設の耐水化の推進		●						●				
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進		●				●						
	緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理						●						
	様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進		●										●

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【4-1】 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入		●		●								
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
【4-2】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	外国人住民への支援体制の整備					●				●			
	外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	●								●			
	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	被災者への災害情報提供体制の整備					●							
	行政機能に係る各種訓練の実施	●											
	要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	●		●									
	避難行動要支援者名簿の更新	●		●									
	活動マニュアルの整備・見直し	●								●			

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【5-1】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	甲府市中小企業振興融資による資金繰りの支援				●								
	小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援				●								
【5-2】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
【5-3】基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進						●	●					●
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進		●				●						
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備						●						
	ヘリポートの確保等の推進	●		●									
	緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理						●						
【5-4】食料等の安定供給の停滞	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	市場における災害対策の強化				●								
	家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	●								●			

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【6-1】 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
【6-2】 上水道等の長期にわたる供給停止や汚水処理施設の機能停止	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	●					●						
	浄化槽の整備等による防災対策の拡充		●										
	浄化槽事業における被災した浄化槽の復旧		●										
	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	雨水排水施設（下水道施設）の整備推進		●						●				
	上下水道施設の耐水化の推進		●						●				

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【6-3】 地域交通ネットワークの分断	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進						●	●					●
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備						●						
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進		●				●						
	様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進		●										●
	緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理						●						

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【6-4】 防災インフラの長期にわたる機能不全	指定避難地及び指定避難所の指定	●										●	
	道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	●					●		●				
	避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	●											
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	応急仮設住宅確保体制の整備		●										
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進		●										●
【6-5】 富士山噴火の降灰によるライフライン機能の低下	陸上交通の復旧						●						
	降灰の処理	●					●						
	上下水道施設に係る災害対策の推進		●						●				

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【7-1】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	上水道施設の耐震化の推進		●						●				
	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	総合的な防災情報システムの運用	●				●							
	多様な情報入手手段の確保					●							
	災害時における燃料確保体制の整備	●					●					●	
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進		●				●						
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消		●				●						
	防火水槽の耐震化等の推進		●										●
	下水道施設の耐震化の推進		●						●				
	上水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	下水道施設の老朽化対策の推進		●						●				●
	応急危険度判定の体制整備		●									●	
【7-2】 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	住民参加型の訓練及び研修会等の実施	●								●		●	
	道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	●					●		●				
	様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進		●				●		●				●

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【7-3】 有害物質の大規模拡散・流出	原子力災害対策の促進								●				
	放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備							●	●				
	石綿（アスベスト）に係る調査体制の整備		●										
	環境中への有害物質（放射線及び石綿を除く）の拡散防止・抑制対策								●				
	PCB早期処理に向けた対策								●				
【7-4】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農村資源の保全管理活動の推進							●					
	農業用施設の長寿命化の推進							●					●
	災害時における被害状況調査と生産指導体制の推進							●					
	農地の荒廃化の防止							●					
	新規就農者の確保・育成							●					
	森林の公益的機能の維持・増進							●	●				
	森林の保護事業の推進							●	●				
	治山事業による土砂災害対策の推進							●	●				
【8-1】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	災害廃棄物処理体制の整備								●				
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	廃棄物の収集・運搬体制の整備								●				
	一般廃棄物処理施設に関する対策								●				
	海岸漂着物等に関する対策								●				

起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④
		行政機能・消防防災教育等	住宅・都市	保健医療・福祉	産業	情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策
【8-2】 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力の強化を支える人材の育成	●								●	●		
	要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	●		●								●	
	災害ボランティア活用体制の整備			●								●	
	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備					●						●	
	自主防災組織の防災資機材等の整備促進	●											
	地域における災害対応体制の強化	●									●		
	避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	●								●			
	避難所運営マニュアルの見直し	●											
	要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	●		●									
	要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	●		●									
	ボランティアコーディネーター養成等の促進			●								●	
	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	●	●	●			●	●	●	●		●	
	応援人員受入体制の整備	●		●									
	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	●					●						
	地籍調査の推進								●				
	上下水道施設に係る災害対策の強化		●						●				
【8-3】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	文化財の特性に応じた防火対策の推進	●											

【別紙４】「施策分野一覧表」

１．個別施策分野

①行政機能/消防/防災教育等	起きてはならない 最悪の事態 NO.
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	1-1、2-4、3-1
ヘリポートの確保等の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 2-2、2-3、2-4、5-3
指定避難地及び指定避難所の指定	1-1、1-2、1-3、1-4、2-8、 6-4
保育所、学校における防災対策の推進	1-1
住民参加型の訓練及び研修会等の実施	1-1、1-2、1-3、2-7、4-2、 7-1、7-2
自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、 2-3
応援人員受入体制の整備	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、 2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、 8-2
地域における災害対応体制の強化	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、 8-2
総合的な防災情報システムの運用	1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、 2-2、2-3、2-5、2-7、4-1、 4-2、5-2、6-3、7-1
災害時における燃料確保体制の整備	1-1、1-5、2-1、2-8、3-1、 4-1、5-2、5-3、6-1、7-1
液状化の危険に対する意識啓発	1-1
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、 2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、 8-2
非常参集体制の確立	1-1、1-3、1-4、1-5、2-2、 3-1
ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	1-2、1-3、1-4、2-5
要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	1-2、2-8、4-2、8-2
消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	1-2
避難行動要支援者名簿の更新	1-3、2-2、4-2
避難勧告・指示判断マニュアルの作成	1-3、1-4
道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	1-4、1-5、2-1、2-2、3-1、 5-3、6-3、6-4、7-1、8-1 8-2
避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	1-5、2-1、2-2、2-5、2-7、 2-8、6-4

家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	2-1、2-2、2-7、5-4
緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	2-1、2-2、2-5、2-8、6-2
自主防災組織の防災資機材等の整備促進	2-1、2-2、8-2
要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	2-3、2-8、8-2
消防団の活性化	2-3
被災者総合相談体制の整備	2-4、2-7
避難者受入体制の強化	2-6
外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	2-8、4-2
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	2-8、8-2
避難所運営マニュアルの見直し	2-8、8-2
要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	2-8、8-2
受援体制の構築	3-1
行政機能に係る各種訓練の実施	3-1、4-2
地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	3-1
活動マニュアルの整備・見直し	4-2
道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	6-4、7-2
降灰の処理	6-5
地域防災力の強化を支える人材の育成	8-2
文化財の特性に応じた防火対策の推進	8-3

②住宅・都市	起きてはならない 最悪の事態 NO.
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	1-1、2-4、3-1
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-3、3-1、5-1、5-2、5-3、5-4、6-3、6-4、7-2
応急仮設住宅確保体制の整備	1-1、1-2、1-3、1-4、2-8、6-4
液状化の危険に対する意識啓発	1-1
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-2
様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進	1-1、2-1、6-3

	様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進	1-1、3-1、6-4
	管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消	1-1、7-1
	避難路沿道建築物等の耐震化の促進	1-1、2-4、3-1、5-3、6-3、7-1
	防火水槽の耐震化等の推進	1-2、7-1
	雨水排水施設（下水道施設）の整備推進	1-3、2-1、3-1、6-2
	下水道施設の耐水化の推進	1-3
	上下水道施設に係る災害対策の強化	1-3、2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1、8-2
	浸水被害軽減の推進	1-3
	上水道施設の耐震化の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
	下水道施設の耐震化の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
	上水道施設の老朽化対策の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
	下水道施設の老朽化対策の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
	上下水道施設の耐水化の推進	2-1、2-7、3-1、6-2
	公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入	2-1、4-1
	指定避難所等の防災機能などの強化	2-1、2-5、2-8、3-1
	帰宅困難者対策の推進	2-5
	浄化槽の整備等による防災対策の拡充	6-2
	浄化槽事業における被災した浄化槽の復旧	6-2
	上下水道施設に係る災害対策の推進	6-5
	応急危険度判定の体制整備	7-1
	石綿（アスベスト）に係る調査体制の整備	7-3

③保健医療・福祉	起きてはならない 最悪の事態NO.
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	1-1、2-4、3-1
ヘリポートの確保等の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 2-2、2-3、2-4、5-3
応援人員受入体制の整備	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、 2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、 8-2
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、 2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、 8-2
医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進	1-2、2-1、2-4
要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	1-2、2-8、4-2、8-2
要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進	1-2、1-3、2-2、2-8
避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進	1-3、1-5、2-2
避難行動要支援者名簿の更新	1-3、2-2、4-2
特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備	1-5、2-4
災害ボランティア活用体制の整備	2-1、2-2、2-5、8-2
要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	2-3、2-8、8-2
被災者の健康支援体制の整備	2-4、2-7、2-8
市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進	2-4、2-7
防疫用消毒剤等の確保体制の整備	2-7
被災者の衛生管理体制の整備	2-7
災害時保健師等活動マニュアルの見直し	2-7、2-8
要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	2-8、8-2
ボランティアコーディネーター養成等の促進	8-2

④産業（産業構造・金融・エネルギー）	起きてはならない 最悪の事態 NO.
公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入	2-1、4-1
観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進	2-5
甲府市中小企業振興融資による資金繰りの支援	5-1
小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援	5-1
市場における災害対策の強化	5-4

⑤情報通信	起きてはならない 最悪の事態 NO.
総合的な防災情報システムの運用	1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、2-5、2-7、4-1、4-2、5-2、6-3、7-1
多様な情報入手手段の確保	1-1、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、2-4、2-7、2-8、4-1、4-2、6-4、7-1
ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	1-2、1-3、1-4、2-5
建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-1、8-2
外国人住民への支援体制の整備	2-8、4-2
主要データ、プログラム滅失対策	3-1
被災者への災害情報提供体制の整備	4-2

⑥交通・物流	起きてはならない 最悪の事態 NO.
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-3、3-1、5-1、5-2、5-3、5-4、6-3、6-4、7-2
災害時における燃料確保体制の整備	1-1、1-5、2-1、2-8、3-1、4-1、5-2、5-3、6-1、7-1
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-2
管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消	1-1、7-1
避難路沿道建築物等の耐震化の促進	1-1、2-4、3-1、5-3、6-3、7-1

道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	1-4、1-5、2-1、2-2、3-1、5-3、6-3、6-4、7-1、8-1、8-2
緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	2-1、2-2、3-1、5-3、6-3
緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	2-1、2-2、2-5、2-8、6-2
中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備	2-1、2-2、5-3、6-3
緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理	2-1、2-2、3-1、5-3、6-3
道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	6-4、7-2
陸上交通の復旧	6-5
降灰の処理	6-5

⑦農林水産	起きてはならない最悪の事態 NO.
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-2
治山事業による土砂災害対策の推進	1-4、7-4
森林の公益的機能の維持・増進	1-4、7-4
緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	2-1、2-2、3-1、5-3、6-3
放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	7-3
農村資源の保全管理活動の推進	7-4
農業用施設の長寿命化の推進	7-4
災害時における被害状況調査と生産指導体制の推進	7-4
農地の荒廃化の防止	7-4
新規就農者の確保・育成	7-4
森林の保護事業の推進	7-4

⑧国土保全 （国土保全・環境・土地利用(国土利用)）	起きてはならない 最悪の事態 NO.
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-3、3-1、5-1、5-2、5-3、5-4、6-3、6-4、7-2
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-2
雨水排水施設（下水道施設）の整備推進	1-3、2-1、3-1、6-2
下水道施設の耐水化の推進	1-3
上下水道施設に係る災害対策の強化	1-3、2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1、8-2
浸水被害軽減の推進	1-3
治山事業による土砂災害対策の推進	1-4、7-4
森林の公益的機能の維持・増進	1-4、7-4
上水道施設の耐震化の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
下水道施設の耐震化の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
上水道施設の老朽化対策の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
下水道施設の老朽化対策の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
上下水道施設の耐水化の推進	2-1、2-7、3-1、6-2
道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	6-4、7-2
上下水道施設に係る災害対策の推進	6-5
原子力災害対策の促進	7-3
放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	7-3
環境中への有害物質（放射線及び石綿を除く）の拡散防止・抑制対策	7-3
森林の保護事業の推進	7-4
PCB 早期処理に向けた対策	7-3
災害廃棄物処理体制の整備	8-1
廃棄物の収集・運搬体制の整備	8-1
一般廃棄物処理施設に関する対策	8-1
海岸漂着物等に関する対策	8-1
地籍調査の推進	8-2

２．横断的分野

①リスクコミュニケーション	起きてはならない最悪の事態 NO.
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	1-1、2-4、3-1
保育所、学校における防災対策の推進	1-1
住民参加型の訓練及び研修会等の実施	1-1、1-2、1-3、2-7、4-2、7-1、7-2
液状化の危険に対する意識啓発	1-1
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-2
ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	1-2、1-3、1-4、2-5
家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	2-1、2-2、2-7、5-4
外国人住民への支援体制の整備	2-8、4-2
外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	2-8、4-2
避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	2-8、8-2
活動マニュアルの整備・見直し	4-2
地域防災力の強化を支える人材の育成	8-2

②人材育成	起きてはならない最悪の事態 NO.
地域における災害対応体制の強化	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、8-2
地域防災力の強化を支える人材の育成	8-2

③官民連携	起きてはならない 最悪の事態NO.
指定避難地及び指定避難所の指定	1-1、1-2、1-3、1-4、2-8、6-4
住民参加型の訓練及び研修会等の実施	1-1、1-2、1-3、2-7、4-2、7-1、7-2
災害時における燃料確保体制の整備	1-1、1-5、2-1、2-8、3-1、4-1、5-2、5-3、6-1、7-1
災害時における応急対策業務の協力体制の推進	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-2
要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進	1-2、1-3、2-2、2-8
消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	1-2
建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-3、6-4、7-1、8-1、8-2
災害ボランティア活用体制の整備	2-1、2-2、2-5、8-2
要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	2-3、2-8、8-2
帰宅困難者対策の推進	2-5
避難者受入体制の強化	2-6
応急危険度判定の体制整備	7-1
ボランティアコーディネーター養成等の促進	8-2

④老朽化対策	起きてはならない 最悪の事態NO.
住宅及び民間建築物の耐震化の推進	1-1、2-4、3-1
様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-3、3-1、5-1、5-2、5-3、5-4、6-3、6-4、7-2
様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進	1-1、2-1、6-3
様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進	1-1、3-1、6-4
緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	2-1、2-2、3-1、5-3、6-3
上水道施設の老朽化対策の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
下水道施設の老朽化対策の推進	2-1、2-4、2-7、2-8、3-1、6-2、7-1
防火水槽の耐震化等の推進	1-2、7-1
農業用施設の長寿命化の推進	7-4

【別紙５】
推進方針（起きてはならない最悪の事態ごと）

<table>
<tr><td rowspan="8">1</td><td colspan="4">【事前に備えるべき目標】
直接死を最大限防ぐ</td></tr>
<tr><td rowspan="7">1-1</td><td colspan="3">【起きてはならない最悪の事態】
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</td></tr>
<tr><td>住宅及び民間建築物の耐震化の推進</td><td>建築指導課</td><td>住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業を実施する。また、建築関係団体との連携や、パンフレットの配布等による普及啓発を行うことにより、木造住宅、民間建築物、医療・福祉関係施設の耐震化を推進する。</td></tr>
<tr><td>様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進</td><td>道路河川課
公園緑地課
農政課
スポーツ課
消防本部警防課
学事課</td><td>橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。</td></tr>
<tr><td>ヘリポートの確保等の推進</td><td>防災企画課
公園緑地課</td><td>大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。</td></tr>
<tr><td>指定避難地及び指定避難所の指定</td><td>防災企画課</td><td>災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>保育所、学校における防災対策の推進</td><td>子ども保育課
学校教育課</td><td>危機管理対策に係る指導・支援を行い、幼児・児童・生徒の安全確保、保護者への引渡ルールの確認、登下校時の安否確認や連絡方法、教育委員会との連絡体制の確保等に係る学校防災マニュアルの見直しを促進する。
また、教職員や児童生徒の防災に対する意識の向上を図るとともに、地域の防災関係機関や自治会との連携体制を構築・強化する。</td></tr>
<tr><td>住民参加型の訓練及び研修会等の実施</td><td>防災指導課</td><td>発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。</td></tr>
</table>

1	1-1	**自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進**	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	自主防災組織、消防団が使用する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		応援人員受入体制の整備	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		応急仮設住宅確保体制の整備	住宅課 建築営繕課 防災企画課	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る自治体相互応援の受入等に係る体制の整備を図る。
		地域における災害対応体制の強化	防災企画課	災害時の自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、防災リーダーや防災士等の養成を促進する。
		総合的な防災情報システムの運用	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における燃料確保体制の整備	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		液状化の危険に対する意識啓発	防災企画課 建築指導課	液状化マップにより液状化の危険度情報を住民に提供し、土地利用をする際に地盤調査を入念に行うことや、建物及びその周辺の液状化対策を検討することの必要性など、住民の液状化に対する意識を啓発する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。

1	1-1	**様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進**	住宅課	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する。
		様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進	建築営繕課	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する。
		管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消	空き家対策課	空家等実態調査結果や市民等からの情報に基づき空き家の状況把握に努めるとともに、危険な空き家については、「特定空家等」に認定する中で、所有者等に対し除却費助成制度の活用により、早期の除却等を指導していく。 災害復旧の妨げとなる倒壊家屋等については、速やかな除去等が進められるよう、空き家情報提供制度を活用して、所有者等の特定及び連絡先の把握に努める。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進	建築指導課	避難路沿道に接した一定規模の高さの建築物やブロック塀等の所有者への普及啓発をおこない、災害発生時に円滑な避難や物資の輸送ができるように建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
		非常参集体制の確立	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。 また、確実な初動体制を確保するため、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-2	【起きてはならない最悪の事態】 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の見直しを行う。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	防災企画課 防災指導課	家具の転倒防止、建物耐震化、初期消火、自主防災組織、危険地域、指定避難場所の所在、避難所での生活及び帰宅困難者対策等の有用かつ必要な情報を住民へ提供し、防災意識の啓発を図る。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。
		医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進	病院総務課 医務感染症課	医療施設と連携して、電気（自家発電設備）、水、通信手段や災害用医薬品をはじめとする備蓄品の確保手段及び支援体制の整備を促進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る自治体相互応援の受入等に係る体制の整備を図る。

1	1-2	**地域における災害対応体制の強化（再掲）**	防災企画課	災害時の自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、防災リーダーや防災士等の養成を促進する。
		要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保	協働推進課 市社会福祉協議会	関係機関と連携し、介護支援者、手話通訳ボランティア、災害時通訳ボランティア等の確保を進める。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	高齢者、児童、障がい者関連施設を要配慮者等の迅速な避難誘導と避難生活に係る支援を目的とした二次避難所として活用するため、関係施設との協定締結を促進する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理	消防本部警防課 防災指導課	自治会、消防団等と連携し、消火栓器具及び格納箱の設置推進及び維持管理をしていく。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	自主防災組織、消防団が使用する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		防火水槽の耐震化等の推進	消防本部警防課	防火水槽の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-3	【起きてはならない最悪の事態】 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の見直しを行う。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	高齢者、児童、障がい者関連施設を要配慮者等の迅速な避難誘導と避難生活に係る支援を目的とした二次避難所として活用するため、関係施設との協定締結を促進する。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供（再掲）	防災企画課 防災指導課	家具の転倒防止、建物耐震化、初期消火、自主防災組織、危険地域、指定避難場所の所在、避難所での生活及び帰宅困難者対策等の有用かつ必要な情報を住民へ提供し、防災意識の啓発を図る。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	自主防災組織、消防団が使用する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。

1	1-3	**応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）**	住宅課 建築営繕課 防災企画課	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る自治体相互応援の受入等に係る体制の整備を図る。
		避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進	防災企画課	避難行動要支援者へ確実な支援を実施するため、「避難行動要支援者全体計画」を作成し、必要に応じて更新を行う。また、避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者個別計画の作成を促進する。
		避難行動要支援者名簿の更新	福祉保健部総務課 高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災企画課	避難支援等関係者が避難行動要支援者を把握するため、１年に１回名簿の更新を行う。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		避難勧告・指示判断マニュアルの作成	道路河川課 防災企画課	国のガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを実施する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進	下水道課	雨水排水施設（下水道施設）の計画的な整備を推進する。

1	1-3	**下水道施設の耐水化の推進**	浄化センター	耐水化計画を策定し、処理場・ポンプ場等の計画的な耐水化を推進する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	災害時の自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、防災リーダーや防災士等の養成を促進する。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。 また、確実な初動体制を確保するため、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。
		浸水被害軽減の推進	道路河川課	準用河川や幹線水路等の整備及び適正な維持管理、機能保全対策を推進する。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-4	【起きてはならない最悪の事態】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		避難勧告・指示判断マニュアルの作成（再掲）	道路河川課 防災企画課	国のガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを実施する。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供（再掲）	防災企画課 防災指導課	家具の転倒防止、建物耐震化、初期消火、自主防災組織、危険地域、指定避難場所の所在、避難所での生活及び帰宅困難者対策等の有用かつ必要な情報を住民へ提供し、防災意識の啓発を図る。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	自主防災組織、消防団が使用する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。

1	1-4	**応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）**	住宅課 建築営繕課 防災企画課	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る自治体相互応援の受入等に係る体制の整備を図る。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	災害時の自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、防災リーダーや防災士等の養成を促進する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の見直しを行う。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。また、確実な初動体制を確保するため、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。

1	1-4	**様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）**	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		治山事業による土砂災害対策の推進	林政課	山地災害危険地区において、関係機関と連携した荒廃状況等の点検を実施し、対策が必要な箇所について整備を進め、山林における災害の未然防止を図る。
		森林の公益的機能の維持・増進	林政課	市有林の年次的な整備を進めるとともに、市民との協働による森づくりや整備されていない民有林の調査等を行う中で、計画的な森林整備を推進する。

1	【事前に備えるべき目標】 直接死を最大限防ぐ			
	1-5	【起きてはならない最悪の事態】 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備	病院総務課 母子保健課 医務感染症課 地域保健課	医療機関等関係機関と連携して患者情報を共有しながら、妊産婦、難病等に係る支援体制を整備する。また、発災時の医療提供及び搬送体制が速やかに行われる情報伝達方法を構築する。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。 また、確実な初動体制を確保するため、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。

1	1-5	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。
		避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進（再掲）	防災企画課	避難行動要支援者へ確実な支援を実施するため、「避難行動要支援者全体計画」を作成し、必要に応じて更新を行う。また、避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者個別計画の作成を促進する。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	自主防災組織、消防団が使用する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-1	【起きてはならない最悪の事態】 交通網の寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
		上水道施設の耐震化の推進	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動（避難、救助、物資輸送等）を広域的かつ効果的に実施するため、 ・緊急輸送路となる幹線道路 ・緊急輸送道路と連絡し、避難路となる生活道路 ・災害発生時の物流拠点へのアクセスとなり得る接続道路 を整備推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	防災企画課 防災指導課	家庭や事業所等に対し、大規模災害発生時に必要な飲料水や食料等の備蓄の充実について、防災研修会や広報誌、市ホームページ等あらゆる機会を捉えて、啓発するとともに、家庭における備蓄量を７日分にするよう周知に努める。
		医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進（再掲）	病院総務課 医務感染症課	医療施設と連携して、電気（自家発電設備）、水、通信手段や災害用医薬品をはじめとする備蓄品の確保手段及び支援体制の整備を促進する。

2	2-1	**災害ボランティア活用体制の整備**	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営訓練を実施し、マッチングの手順を確認するなど災害時のボランティア受入体制の整備を進める。また、災害ボランティアやNPOとの連携・協働の促進を図り、被災時における効率的な配置について検討する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。下水道施設の点検時期や内容について検討し、点検マニュアルを作成、改訂する等、災害予防対策の強化を推進する。また、復旧資材の計画的備蓄、応急復旧体制の強化を進め、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、具体的行動指針やマニュアルの作成・見直しを行う。
		緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）	福祉保健部総務課 防災企画課	○緊急物資調達に係る協定内容の見直しと新たな協定締結の推進 ・物資保有数量等の確認、小売業者等との協定の拡大と見直し ○市外からの救援物資の受け入れ体制の整備 ・市外の企業・自治体からの支援物資の供給に対応する受入場所や輸送方法等体制の整備 ○緊急物資調達及び輸送マニュアルの作成 ・災害発生時における緊急物資の迅速な調達及び輸送手段を確立したマニュアルの作成
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備	林政課	災害時の孤立集落解消や迂回路としての活用が期待される山村地域の生活基盤となる林道を整備する。

2	2-1	**建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）**	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		自主防災組織の防災資機材等の整備促進	防災企画課	自主防災組織が使用する非常用発電機、ロープ、ライト、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。

2	2-1	**緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理**	道路河川課 都市整備課	緊急輸送道路等の歩道整備、無電柱化等、総合的な交通安全対策を実施することにより、地域における生活空間の安全確保を推進する。
		下水道施設の耐震化の推進	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進（再掲）	下水道課	雨水排水施設（下水道施設）の計画的な整備を推進する。
		上下水道施設の耐水化の推進	業務部総務課 浄水課 浄化センター	【上水道】 昭和浄水場外浸水対策計画に基づき耐水化を推進する。 【下水道】 耐水化計画を策定し、処理場・ポンプ場等の計画的な耐水化を推進する。
		公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入	環境保全課 防災企画課	公共施設等において、再生可能エネルギー設備の設置が可能な施設について調査し、導入に向け検討する。
		指定避難所等の防災機能などの強化	建築営繕課 防災企画課	児童生徒の快適な学校生活環境及び災害時の避難所生活における衛生環境等を確保するため、老朽化したトイレのドライ化・洋式化等の改修工事を実施・支援する。
		様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進（再掲）	住宅課	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-2	【起きてはならない最悪の事態】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	高齢者、児童、障がい者関連施設を要配慮者等の迅速な避難誘導と避難生活に係る支援を目的とした二次避難所として活用するため、関係施設との協定締結を促進する。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動（避難、救助、物資輸送等）を広域的かつ効果的に実施するため、 ・緊急輸送路となる幹線道路 ・緊急輸送道路と連絡し、避難路となる生活道路 ・災害発生時の物流拠点へのアクセスとなり得る接続道路 を整備推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		災害ボランティア活用体制の整備（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営訓練を実施し、マッチングの手順を確認するなど災害時のボランティア受入体制の整備を進める。また、災害ボランティアやNPOとの連携・協働の促進を図り、被災時における効率的な配置について検討する。

2	2-2	**緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）**	福祉保健部総務課 防災企画課	○緊急物資調達に係る協定内容の見直しと新たな協定締結の推進 ・物資保有数量等の確認、小売業者等との協定の拡大と見直し ○市外からの救援物資の受け入れ体制の整備 ・市外の企業・自治体からの支援物資の供給に対応する受入場所や輸送方法等体制の整備 ○緊急物資調達及び輸送マニュアルの作成 ・災害発生時における緊急物資の迅速な調達及び輸送手段を確立したマニュアルの作成
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備（再掲）	林政課	災害時の孤立集落解消や迂回路としての活用が期待される山村地域の生活基盤となる林道を整備する。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。 また、確実な初動体制を確保するため、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。
		避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進（再掲）	防災企画課	避難行動要支援者へ確実な支援を実施するため、「避難行動要支援者全体計画」を作成し、必要に応じて更新を行う。また、避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者個別計画の作成を促進する。
		避難行動要支援者名簿の更新（再掲）	福祉保健部総務課 高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災企画課	避難支援等関係者が避難行動要支援者を把握するため、１年に１回名簿の更新を行う。

2	2-2	**総合的な防災情報システムの運用（再掲）**	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		自主防災組織の防災資機材等の整備促進（再掲）	防災企画課	自主防災組織が使用する非常用発電機、ロープ、ライト、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進（再掲）	防災企画課 防災指導課	家庭や事業所等に対し、大規模災害発生時に必要な飲料水や食料等の備蓄の充実について、防災研修会や広報誌、市ホームページ等あらゆる機会を捉えて、啓発するとともに、家庭における備蓄量を７日分にするよう周知に努める。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	緊急輸送道路等の歩道整備、無電柱化など、総合的な交通安全対策を実施することにより、地域における生活空間の安全確保を推進する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-3	【起きてはならない最悪の事態】 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災指導課	災害時における要配慮者の円滑な避難のため、総合防災訓練等において、要配慮者に配慮した避難誘導や、指定避難所における福祉避難室の設置訓練を実施する。また、福祉避難所の開設訓練も併せて実施する。
		自主防災組織・消防団の防災資機材等の整備促進（再掲）	消防本部人事課 消防本部警防課 防災企画課	自主防災組織、消防団が使用する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	災害時の自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、防災リーダーや防災士等の養成を促進する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。

2	2-3	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		消防団の活性化	消防本部人事課	消防団員の確保や消防団員が活動しやすい環境整備を進めるため、住民等への広報や、消防団活性化総合計画の随時見直しを実施する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-4	【起きてはならない最悪の事態】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺		
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進（再掲）	病院総務課 医務感染症課	医療施設と連携して、電気（自家発電設備）、水、通信手段や災害用医薬品をはじめとする備蓄品の確保手段及び支援体制の整備を促進する。
		特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備（再掲）	病院総務課 母子保健課 医務感染症課 地域保健課	医療機関等関係機関と連携して患者情報を共有しながら、妊産婦、難病等に係る支援体制を整備する。また、発災時の医療提供及び搬送体制が速やかに行われる情報伝達方法を構築する。
		被災者の健康支援体制の整備	地域保健課	災害時の避難所等における被災者の容態に配慮した、健康支援体制の整備を進める。
		市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進	病院総務課	市立甲府病院の災害時対応マニュアルを必要に応じて見直しを行い、それを活用した訓練を実施する。
		住宅及び民間建築物の耐震化の推進（再掲）	建築指導課	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業を実施する。また、建築関係団体との連携や、パンフレットの配布等による普及啓発を行うことにより、木造住宅、民間建築物、医療・福祉関係施設の耐震化を推進する。

2	2-4	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		被災者総合相談体制の整備	市民課 協働推進課 防災企画課	消費生活、雇用等、市民からの相談が想定される事項や、提供すべき情報に対応するため窓口を設置し、相談体制の充実を図る。
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）	建築指導課	避難路沿道に接した一定規模の高さの建築物やブロック塀等の所有者への普及啓発をおこない、災害発生時に円滑な避難や物資の輸送ができるように建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-5	【起きてはならない最悪の事態】 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生・混乱		
		災害ボランティア活用体制の整備（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営訓練を実施し、マッチングの手順を確認するなど災害時のボランティア受入体制の整備を進める。また、災害ボランティアやNPOとの連携・協働の促進を図り、被災時における効率的な配置について検討する。
		帰宅困難者対策の推進	観光課 防災企画課	災害時には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認の手法等について、平時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者の一時避難のための協定の締結を推進する。
		観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進	観光課 防災企画課	災害時に帰宅困難となった観光客など、滞留旅客者に係る情報収集及び情報提供の方策、また、受入体制の整備等について、観光協会等と連携して推進する。 災害時の滞留旅客に係る有効な情報収集（通信手段）の方法の１つとして、公衆無線LAN（Wi-Fi)が使える環境を維持する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供（再掲）	防災企画課 防災指導課	家具の転倒防止、建物耐震化、初期消火、自主防災組織、危険地域、指定避難場所の所在、避難所での生活及び帰宅困難者対策等の有用かつ必要な情報を住民へ提供し、防災意識の啓発を図る。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。

2	2-5	**緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）**	福祉保健部総務課 防災企画課	○緊急物資調達に係る協定内容の見直しと新たな協定締結の推進 ・物資保有数量等の確認、小売業者等との協定の拡大と見直し ○市外からの救援物資の受け入れ体制の整備 ・市外の企業・自治体からの支援物資の供給に対応する受入場所や輸送方法等体制の整備 ○緊急物資調達及び輸送マニュアルの作成 ・災害発生時における緊急物資の迅速な調達及び輸送手段を確立したマニュアルの作成
		指定避難所等の防災機能などの強化（再掲）	建築営繕課 防災企画課	児童生徒の快適な学校生活環境及び災害時の避難所生活における衛生環境等を確保するため、老朽化したトイレのドライ化・洋式化等の改修工事を実施する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-6	【起きてはならない最悪の事態】 富士山火山噴火による県東部エリアからの避難者受入後に本市において、災害が発生		
		避難者受入体制の強化	防災企画課	県・富士吉田市と協議を行うとともに、市内企業等との協定に締結について推進していく。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-7	【起きてはならない最悪の事態】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進（再掲）	防災企画課 防災指導課	家庭や事業所等に対し、大規模災害発生時に必要な飲料水や食料等の備蓄の充実について、防災研修会や広報誌、市ホームページ等あらゆる機会を捉えて、啓発するとともに、家庭における備蓄量を７日分にするよう周知に努める。
		防疫用消毒剤等の確保体制の整備	収集衛生課	感染症まん延防止のための防疫用消毒資材等の備蓄状況を確認するとともに、被災時の資材確保体制を整備する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。
		被災者の衛生管理体制の整備	地域保健課 生活衛生薬務課	感染症や食中毒の予防等、季節を考慮した衛生管理体制を整備する。また、公衆浴場施設等の利用に関する協定等の締結を促進する。
		被災者の健康支援体制の整備（再掲）	地域保健課	災害時の避難所等における被災者の容態に配慮した、健康支援体制の整備を進める。
		災害時保健師等活動マニュアルの見直し	地域保健課	被災者指導の内容、機関別役割、住民との協働、派遣支援、応援受入などを内容とした「災害時保健師等活動マニュアル」の見直しを行い、被災時における保健師等の迅速な活動を可能にする。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。

2	2-7	**多様な情報入手手段の確保（再掲）**	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進（再掲）	病院総務課	市立甲府病院の災害時対応マニュアルを必要に応じて見直しを行い、それを活用した訓練を実施する。
		被災者総合相談体制の整備（再掲）	市民課 協働推進課 防災企画課	消費生活、雇用等、市民からの相談が想定される事項や、提供すべき情報に対応するため窓口を設置し、相談体制の充実を図る。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。
		上下水道施設の耐水化の推進（再掲）	業務部総務課 浄水課 浄化センター	【上水道】 昭和浄水場外浸水対策計画に基づき耐水化を推進する。 【下水道】 耐水化計画を策定し、処理場・ポンプ場等の計画的な耐水化を推進する。

2	2-7	**住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）**	防災指導課	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。

2	【事前に備えるべき目標】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
	2-8	【起きてはならない最悪の事態】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の見直しを行う。
		要配慮者等の避難場所となる福祉避難所等の指定促進（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 母子保健課	高齢者、児童、障がい者関連施設を要配慮者等の迅速な避難誘導と避難生活に係る支援を目的とした二次避難所として活用するため、関係施設との協定締結を促進する。
		外国人住民への支援体制の整備	市民課 防災企画課	外国人市民への多言語による防災関連情報の提供方法、避難所における外国語表示等の生活支援体制の整備を推進する。
		外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	市民課 防災企画課 防災指導課	外国人市民向けの「わが家の防災マニュアル」外国語版を活用するとともに、地震など緊急時における対応についての研修や訓練を行い、外国人に、地域住民の一員としての防災意識の啓発を図る。
		要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災指導課	災害時における要配慮者の円滑な避難のため、総合防災訓練等において、要配慮者に配慮した避難誘導や、指定避難所における福祉避難室の設置訓練を実施する。また、福祉避難所の開設訓練も併せて実施する。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。

2	2-8	**緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）**	福祉保健部総務課 防災企画課	○緊急物資調達に係る協定内容の見直しと新たな協定締結の推進 ・物資保有数量等の確認、小売業者等との協定の拡大と見直し ○市外からの救援物資の受け入れ体制の整備 ・市外の企業・自治体からの支援物資の供給に対応する受入場所や輸送方法等体制の整備 ○緊急物資調達及び輸送マニュアルの作成 ・災害発生時における緊急物資の迅速な調達及び輸送手段を確立したマニュアルの作成
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る自治体相互応援の受入等に係る体制の整備を図る。
		被災者の健康支援体制の整備（再掲）	地域保健課	災害時の避難所等における被災者の容態に配慮した、健康支援体制の整備を進める。
		災害時保健師等活動マニュアルの見直し（再掲）	地域保健課	被災者指導の内容、機関別役割、住民との協働、派遣支援、応援受入などを内容とした「災害時保健師等活動マニュアル」の見直しを行い、被災時における保健師等の迅速な活動を可能にする。
		避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施	防災指導課	防災訓練において、自主防災組織や防災リーダー、施設管理者（学校長等）、市職員の他、市社会福祉協議会等の防災関係機関の協力を得て、総合的な避難所運営訓練を実施するとともに、訓練を検証して避難所運営マニュアルを随時見直していく。
		避難所運営マニュアルの見直し	防災企画課 防災指導課	避難者や自主防衛組織が、避難所の自主運営を行えるようにするため、個々の避難所の実情に沿った実務的な内容の避難所運営マニュアルとなるよう、必要に応じて、見直しを促進する。
		要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	関係機関と連携し、介護支援者、手話通訳ボランティア、災害時通訳ボランティア等の確保を進める。

2	2-8	**要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進**	人権男女参画課 防災企画課	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営及び女性の避難所運営体制への参画を推進する。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		指定避難所等の防災機能などの強化（再掲）	建築営繕課 防災企画課	災害時の避難所生活における衛生環境を確保するため、老朽化したトイレのドライ化・洋式化等の改修工事を実施する。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。

3	【事前に備えるべき目標】 必要不可欠な行政機能を確保する			
	3-1	【起きてはならない最悪の事態】 地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動（避難、救助、物資輸送等）を広域的かつ効果的に実施するため、 ・緊急輸送路となる幹線道路 ・緊急輸送道路と連絡し、避難路となる生活道路 ・災害発生時の物流拠点へのアクセスとなり得る接続道路 を整備推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		受援体制の構築	防災企画課	受援計画を策定し、災害時の受入体制を構築するとともに、訓練等の実施により体制の検証、強化を図る。
		行政機能に係る各種訓練の実施	防災企画課	発災時の適切な体制維持のため、災害対策本部参集職員と事務局員を対象に、実践的な活動を想定した訓練を実施する。
		地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	防災企画課 情報政策課	大規模災害の発災時に非常時優先業務を適切に遂行するため業務継続計画（BCP）を策定し、訓練等の実施により継続的に検証を行う。特に防災拠点となる庁舎等が被災した場合に備えた対策を講じる。
		主要データ、プログラム滅失対策	情報政策課	被災等による行政データ破壊及び消失に対する保全を図るため、主要データ、プログラムを東海地震対策強化地域外へ保管する。
		非常参集体制の確立（再掲）	防災企画課	発災時における迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。また、確実な初動体制を確保するため、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。

3	3-1	**災害時における燃料確保体制の整備（再掲）**	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		住宅及び民間建築物の耐震化の推進（再掲）	建築指導課	住宅及び民間建築物の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業を実施する。また、建築関係団体との連携や、パンフレットの配布等による普及啓発を行うことにより、木造住宅、民間建築物、医療・福祉関係施設の耐震化を推進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		指定避難所等の防災機能などの強化（再掲）	建築営繕課 防災企画課	児童生徒の快適な学校生活環境及び災害時の避難所生活における衛生環境等を確保するため、老朽化したトイレのドライ化・洋式化等の改修工事を実施する。
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進（再掲）	下水道課	雨水排水施設（下水道施設）の計画的な整備を推進する。

3	3-1	**上下水道施設の耐水化の推進（再掲）**	業務部総務課 浄水課 浄化センター	【上水道】 昭和浄水場外浸水対策計画に基づき耐水化を推進する。 【下水道】 耐水化計画を策定し、処理場・ポンプ場等の計画的な耐水化を推進する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）	建築指導課	避難路沿道に接した一定規模の高さの建築物やブロック塀等の所有者への普及啓発をおこない、災害発生時に円滑な避難や物資の輸送ができるように建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	緊急輸送道路等の歩道整備、無電柱化など、総合的な交通安全対策を実施することにより、地域における生活空間の安全確保を推進する。
		様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進（再掲）	建築営繕課	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する。

4	【事前に備えるべき目標】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
	4-1	【起きてはならない最悪の事態】 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		公共施設等への再生可能エネルギー設備などの導入（再掲）	環境保全課 防災企画課	公共施設等において、再生可能エネルギー設備の設置が可能な施設について調査し、導入に向け検討する。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。

4	【事前に備えるべき目標】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する			
	4-2	【起きてはならない最悪の事態】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
		外国人住民への支援体制の整備（再掲）	市民課 防災企画課	外国人市民への多言語による防災関連情報の提供方法、避難所における外国語表示等の生活支援体制の整備を推進する。
		外国人住民の防災意識向上のための普及啓発（再掲）	市民課 防災企画課 防災指導課	外国人市民向けの「わが家の防災マニュアル」外国語版を活用するとともに、地震など緊急時における対応についての研修や訓練を行い、外国人に、地域住民の一員としての防災意識の啓発を図る。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		被災者への災害情報提供体制の整備	情報発信課 防災企画課	被災者へ正確な情報提供を行うため、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用した情報提供体制を整備する。
		行政機能に係る各種訓練の実施（再掲）	防災企画課	発災時の適切な体制維持のため、災害対策本部参集職員と事務局員を対象に、実践的な活動を想定した訓練を実施する。

4	4-2	**要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保（再掲）**	協働推進課 市社会福祉協議会	関係機関と連携し、介護支援者、手話通訳ボランティア、災害時通訳ボランティア等の確保を進める。
		避難行動要支援者名簿の更新（再掲）	福祉保健部総務課 高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災企画課	避難支援等関係者が避難行動要支援者を把握するため、１年に１回名簿の更新を行う。
		活動マニュアルの整備・見直し	防災指導課	地域や組織の実情に応じた活動マニュアル等を作成し、訓練等によって明らかになった問題点を検討し、随時見直しを図る。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-1	【起きてはならない最悪の事態】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		甲府市中小企業振興融資による資金繰りの支援	商工課	中小企業者等からの申請に基づき審査を実施し、融資を決定する。
		小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援	商工課	地域の小規模事業者の事業継続力強化を支援するため、甲府商工会議所と共同で、実効性のある計画を作成し、県の認定を受ける。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-2	【起きてはならない最悪の事態】 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-3	【起きてはならない最悪の事態】 基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動（避難、救助、物資輸送等）を広域的かつ効果的に実施するため、 ・緊急輸送路となる幹線道路 ・緊急輸送道路と連絡し、避難路となる生活道路 ・災害発生時の物流拠点へのアクセスとなり得る接続道路 を整備推進する。
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）	建築指導課	避難路沿道に接した一定規模の高さの建築物やブロック塀等の所有者への普及啓発をおこない、災害発生時に円滑な避難や物資の輸送ができるように建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備（再掲）	林政課	災害時の孤立集落解消や迂回路としての活用が期待される山村地域の生活基盤となる林道を整備する。
		ヘリポートの確保等の推進（再掲）	防災企画課 公園緑地課	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行えるようにするため、消防本部等と連携を図りながら、消防防災ヘリ・ドクターヘリ等のヘリポートの調査を行い、確保・整備を図る。

5	5-3	**緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）**	道路河川課 都市整備課	緊急輸送道路等の歩道整備、無電柱化など、総合的な交通安全対策を実施することにより、地域における生活空間の安全確保を推進する。

5	【事前に備えるべき目標】 経済活動を機能不全に陥らせない			
	5-4	【起きてはならない最悪の事態】 食料等の安定供給の停滞		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		市場における災害対策の強化	経営管理課	災害時において市場機能を継続するため、応急的な電源供給を行う非常用電源の整備を検討する。
		家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進（再掲）	防災企画課 防災指導課	家庭や事業所等に対し、大規模災害発生時に必要な飲料水や食料等の備蓄の充実について、防災研修会や広報誌、市ホームページ等あらゆる機会を捉えて、啓発するとともに、家庭における備蓄量を７日分にするよう周知に努める。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-1	【起きてはならない最悪の事態】 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止		
		災害時における燃料確保体制の整備（再掲）	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-2	【起きてはならない最悪の事態】 上水道等の長期にわたる供給停止や汚水処理施設の機能停止		
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。
		緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成）（再掲）	福祉保健部総務課 防災企画課	○緊急物資調達に係る協定内容の見直しと新たな協定締結の推進 ・物資保有数量等の確認、小売業者等との協定の拡大と見直し ○市外からの救援物資の受け入れ体制の整備 ・市外の企業・自治体からの支援物資の供給に対応する受入場所や輸送方法等体制の整備 ○緊急物資調達及び輸送マニュアルの作成 ・災害発生時における緊急物資の迅速な調達及び輸送手段を確立したマニュアルの作成
		浄化槽の整備等による防災対策の拡充	環境保全課	○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 ○浄化槽法改正に伴う浄化槽台帳システム整備による災害時の被害調査等への活用
		浄化槽事業における被災した浄化槽の復旧	環境保全課	○公設浄化槽の被災状況を確認し、必要に応じて修繕を行う。 ○公設浄化槽が全壊若しくは半壊した場合は、浄化槽使用者と協議のうえ国の循環型社会形成推進交付金を利用した浄化槽の入替を検討する。

6	6-2	**下水道施設の耐震化の推進（再掲）**	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。
		雨水排水施設（下水道施設）の整備推進（再掲）	下水道課	雨水排水施設（下水道施設）の計画的な整備を推進する。
		上下水道施設の耐水化の推進（再掲）	業務部総務課 浄水課 浄化センター	【上水道】 昭和浄水場外浸水対策計画に基づき耐水化を推進する。 【下水道】 耐水化計画を策定し、処理場・ポンプ場等の計画的な耐水化を推進する。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-3	【起きてはならない最悪の事態】 地域交通ネットワークの分断		
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進（再掲）	都市整備課 都市計画課 道路河川課	大規模災害発生時の応急対策活動（避難、救助、物資輸送等）を広域的かつ効果的に実施するため、 ・緊急輸送路となる幹線道路 ・緊急輸送道路と連絡し、避難路となる生活道路 ・災害発生時の物流拠点へのアクセスとなり得る接続道路 を整備推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備（再掲）	林政課	災害時の孤立集落解消や迂回路としての活用が期待される山村地域の生活基盤となる林道を整備する。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのIT を活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。

6	6-3	**避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）**	建築指導課	避難路沿道に接した一定規模の高さの建築物やブロック塀等の所有者への普及啓発をおこない、災害発生時に円滑な避難や物資の輸送ができるように建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
		様々な被害を想定した市営住宅の長寿命化等の推進（再掲）	住宅課	市営住宅の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する。
		緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理（再掲）	道路河川課 都市整備課	緊急輸送道路等の歩道整備、無電柱化など、総合的な交通安全対策を実施することにより、地域における生活空間の安全確保を推進する。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-4	【起きてはならない最悪の事態】 防災インフラの長期にわたる機能不全		
		指定避難地及び指定避難所の指定（再掲）	防災企画課	災害種別に応じた適切な指定避難地及び指定避難所の見直しを行う。
		道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し	道路河川課 林政課 農政課	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法について検討し、マニュアルを作成・見直しを行う。また、これに基づく訓練を行い内容を確認するとともに、明らかになった問題点等について検討し、随時更新を行う。
		避難所等への公的備蓄の促進(資機材、非常食の確保)（再掲）	防災企画課	発生が予想される大規模災害を想定し、活動に必要となる資機材や発災後３日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や要配慮者のニーズに配慮した備蓄を推進する。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		応急仮設住宅確保体制の整備（再掲）	住宅課 建築営繕課 防災企画課	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る自治体相互応援の受入等に係る体制の整備を図る。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAX の使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。

6	6-4	**様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）**	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		様々な被害を想定した公共建築物の長寿命化等の推進（再掲）	建築営繕課	公共建築物の点検・改修を実施し、長寿命化等を推進する。

6	【事前に備えるべき目標】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			
	6-5	【起きてはならない最悪の事態】 富士山火山噴火の降灰によるライフライン機能の低下		
		陸上交通の復旧	道路河川課	国・県及び関係団体との連携を強化し、速やかに対策が講じられるよう体制を構築する。
		降灰の処理	収集衛生課 廃棄物対策課 住宅課 公園緑地課 道路河川課 建築営繕課	県や近隣市町及び関係事業者との連携を図る中で、適切な対応策を検討し、早期に復旧に向けた体制を構築する。
		上下水道施設に係る災害対策の推進	浄水課 水保全課 下水道課 浄化センター 計画課	降灰による施設への影響調査を行うとともに、迅速な対応に向けた県及び関係団体との連携強化による体制の構築など、降灰に対する災害対策を推進する。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-1	【起きてはならない最悪の事態】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺		
		上水道施設の耐震化の推進（再掲）	水道課	基幹管路を始めとする重要給水施設管路の耐震化を優先して推進する。また、上水道施設について、耐震診断結果に基づき耐震化を推進する。
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		総合的な防災情報システムの運用（再掲）	防災企画課	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県と情報を共有・提供するためのITを活用した「甲府市総合防災情報システム」を運用するとともに、引き続き必要な機能について調査を行う。
		多様な情報入手手段の確保（再掲）	医務感染症課 防災企画課	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の活用、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。

7	7-1	**災害時における燃料確保体制の整備（再掲）**	管財課 防災企画課	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド（組合）との協定締結を促進する。 また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、常時一定の保有量を確保する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		避難路沿道建築物等の耐震化の促進（再掲）	建築指導課	避難路沿道に接した一定規模の高さの建築物やブロック塀等の所有者への普及啓発をおこない、災害発生時に円滑な避難や物資の輸送ができるように建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消（再掲）	空き家対策課	空家等実態調査結果や市民等からの情報に基づき空き家の状況把握に努めるとともに、危険な空き家については、「特定空家等」に認定する中で、所有者等に対し除却費助成制度の活用により、早期の除却等を指導していく。災害復旧の妨げとなる倒壊家屋等については、速やかな除去等が進められるよう、空き家情報提供制度を活用して、所有者等の特定及び連絡先の把握に努める。
		防火水槽の耐震化等の推進（再掲）	消防本部警防課	防火水槽の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		下水道施設の耐震化の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	地震に対する下水道施設の安全度を高め、下水道が有する機能を確保するため、甲府市下水道総合地震対策計画に基づき管路及び処理場等施設の耐震化を推進する。
		上水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	浄水課 計画課 水道課	漏水事故率の高い老朽管路の更新を計画的に推進する。また、上水道施設機能の維持向上を図るため、老朽化した設備機器の更新を計画的に推進する。
		下水道施設の老朽化対策の推進（再掲）	計画課 下水道課 浄化センター	甲府市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査・改築を実施し、管路及び処理場等施設の老朽化対策を推進する。

7	7-1	**応急危険度判定の体制整備**	建築指導課	建築物の倒壊が発生したときの応急危険度判定の体制整備、および他県より派遣された応援人員の受け入れ体制の構築をおこなう。 地震により倒壊が発生し応急危険度判定の要請が発令された場合、山梨県と連携し応急危険度判定士の派遣をおこなう。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-2	【起きてはならない最悪の事態】 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生		
		住民参加型の訓練及び研修会等の実施（再掲）	防災指導課	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、学校、地区社会福祉協議会、消防団など各種団体の協力を得て、避難、避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練及び研修会等を実施する。
		道路、河川、砂防施設等に係る緊急対処マニュアルの作成、見直し（再掲）	道路河川課 林政課 農政課	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対処方法について検討し、マニュアルを作成・見直しを行う。また、これに基づく訓練を行い内容を確認するとともに、明らかになった問題点等について検討し、随時更新を行う。
		様々な被害を想定した公共構造物の耐震化等の推進（再掲）	道路河川課 公園緑地課 農政課 スポーツ課 消防本部警防課 学事課	橋梁、通学橋、トンネル、道路付属物（横断歩道橋を含む）、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池、防火水槽等の公共構造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-3	【起きてはならない最悪の事態】 有害物質の大規模拡散・流出		
		原子力災害対策の促進	危機管理課 防災企画課	原子力発電所に不測の事態が発生した場合に備え、県が開催する研修会等への参加による行政職員の資質の向上や体制整備を図るとともに、放射線の特性や健康への影響等について住民への普及啓発を行う。
		放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	環境保全課 浄水課 浄化センター	平時における大気、水道水、浄水汚泥、下水道汚泥等に係る放射線・放射能物質の各種検査・調査及びモニタリング体制を整備する。また、原子力発電所における有事の際にはモニタリングを行う。
		石綿（アスベスト）に係る調査体制の整備	環境保全課	石綿飛散への対応の体制整備に向けて、知見・資機材・役割分担等の情報収集を行いマニュアルに反映させる。
		環境中への有害物質（放射線及び石綿を除く）の拡散防止・抑制対策	環境保全課	大気・河川への有害物質拡散防止・抑制に向けて、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく保有情報の整理、当該事業者への啓発に努める。
		PCB 早期処理に向けた対策	廃棄物対策課	高濃度 PCB 廃棄物の未処理事業者等の一覧表を作成し、対象となる事業者等に対し、処理の時期を確認する。期限内処理に漏れがないよう必要な指導を行う。

7	【事前に備えるべき目標】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
	7-4	【起きてはならない最悪の事態】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
		農村資源の保全管理活動の推進	農政課	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、共同による農業生産活動を支援することで、農村資源の適切な保全管理を推進する。
		農業用施設の長寿命化の推進	農政課	「甲府市農業施設整備方針」に基づき、農業用施設（農道・用排水路・ため池・排水機場）の長寿命化等に係る対策を実施することで、農用地等の保全を推進する。
		災害時における被害状況調査と生産指導体制の推進	就農支援課	現地調査による被害状況の把握を行い、県やＪＡと連携する中で、技術対策について情報を共有するとともに、生産指導体制を構築し、各種支援策を講ずる。
		農地の荒廃化の防止	就農支援課	農地中間管理機構及び農業委員会等と連携し、耕作放棄地を解消するとともに、耕作意欲のある担い手に農地を集積する。
		新規就農者の確保・育成	就農支援課	ワンストップ支援窓口において、新規就農相談に対応するとともに、関係機関や農家、地域と連携する中で、安定的に就農し、地域に定着するための施策を講ずる。
		森林の公益的機能の維持・増進（再掲）	林政課	市有林の年次的な整備を進めるとともに、市民との協働による森づくりや整備されていない民有林の調査等を行う中で、計画的な森林整備を推進する。
		森林の保護事業の推進	林政課	関係機関と連携し、松くい虫やナラ枯れ被害対策事業、管理捕獲事業を推進する。
		治山事業による土砂災害対策の推進（再掲）	林政課	山地災害危険地区において、関係機関と連携した荒廃状況等の点検を実施し、対策が必要な箇所について整備を進め、山林における災害の未然防止を図る。

8	【事前に備えるべき目標】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
	8-1	【起きてはならない最悪の事態】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		災害廃棄物処理体制の整備	廃棄物対策課	今後発生が予測される大規模地震等による被害により発生した災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うための体制を整備する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。
		廃棄物の収集・運搬体制の整備	収集衛生課	収集・運搬については地域防災計画の中で委託業者等それぞれ既定収集区域を責任区域とするが、災害状況等の情報収集を行う中で、災害時相互応援協定締結業者等へ協力要請を行い、状況に応じた柔軟な支援体制を指揮監督する。
		一般廃棄物処理施設に関する対策	廃棄物対策課	関係者間で災害時における連絡・調整手段を確認・共有するとともに、連絡先を常に最新の情報に更新する。
		海岸漂着物等に関する対策	環境保全課 収集衛生課	河川を通して内陸域から海洋へごみが流出しないよう、ごみのポイ捨て・不法投棄防止等に対する啓発を行うとともに、海洋漂着物等の原因の一つとなっている海洋プラスチックごみを題材にした環境教育等を実施し海洋汚染防止に努める。

8	【事前に備えるべき目標】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
	8-2	【起きてはならない最悪の事態】 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		地域防災力の強化を支える人材の育成	人権男女参画課 防災企画課 防災指導課	実効性のある自主防災組織づくりを促進するため、地域で中心的な役割を担う防災リーダーの育成に努めるとともに、災害時に女性の意見が反映されるよう、女性の参画を促進する。また、防災研修会や防災訓練を積極的に推進し、防災知識や意識の向上を図り、地域における危険箇所や要配慮者を把握する防災マップの作成等、地域防災力の強化に努める。
		要配慮者に配慮した避難誘導及び指定避難所、福祉避難所の開設訓練の実施（再掲）	高齢者福祉課 介護保険課 障がい福祉課 防災指導課	災害時における要配慮者の円滑な避難のため、総合防災訓練等において、要配慮者に配慮した避難誘導や、指定避難所における福祉避難室の設置訓練を実施する。また、福祉避難所の開設訓練も併せて実施する。
		災害ボランティア活用体制の整備（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営訓練を実施し、マッチングの手順を確認するなど災害時のボランティア受入体制の整備を進める。また、災害ボランティアやNPOとの連携・協働の促進を図り、被災時における効率的な配置について検討する。
		建設業団体等からの被害情報収集体制の整備（再掲）	防災企画課 道路河川課 まちづくり部 総務課 農政課	建設業団体等と協定を締結し、災害時の迅速な被災情報の収集や市民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		自主防災組織の防災資機材等の整備促進（再掲）	防災企画課	自主防災組織が使用する非常用発電機、ロープ、ライト、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
		地域における災害対応体制の強化（再掲）	防災企画課	災害時の自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、防災リーダーや防災士等の養成を促進する。

8	8-2	**避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練の実施（再掲）**	防災指導課	防災訓練において、自主防災組織や防災リーダー、施設管理者（学校長等）、市職員の他、市社会福祉協議会等の防災関係機関の協力を得て、総合的な避難所運営訓練を実施するとともに、訓練を検証して避難所運営マニュアルを随時見直していく。
		避難所運営マニュアルの見直し（再掲）	防災企画課 防災指導課	避難者や自主防衛組織が、避難所の自主運営を行えるようにするため、個々の避難所の実情に沿った実務的な内容の避難所運営マニュアルとなるよう、必要に応じて、見直しを促進する。
		要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保（再掲）	協働推進課 市社会福祉協議会	関係機関と連携し、介護支援者、手話通訳ボランティア、災害時通訳ボランティア等の確保を進める。
		要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進（再掲）	人権男女参画課 防災企画課	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営及び女性の避難所運営体制への参画を推進する。
		ボランティアコーディネーター養成等の促進	協働推進課 市社会福祉協議会	社会福祉協議会と連携し、甲府市災害ボランティアセンターの連絡調整役を担うコーディネーターの養成等を促進する。
		災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲）	防災指導課 防災企画課 まちづくり部 総務課	甲府市内において地震等大規模災害が発生した場合に、避難行動や災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。
		応援人員受入体制の整備（再掲）	病院総務課 防災企画課	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT（災害派遣医療チーム）等により派遣される人員の受入体制について検討し、迅速に応援を受けられる体制を構築する。
		道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築（再掲）	防災企画課	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。

8	8-2	**地籍調査の推進**	地籍調査課	国土調査法に基づき土地一筆毎の調査を行い、地籍の明確化を図るため、地籍調査を推進する。被災した場合、市内の復旧に土地境界等の情報を活用する。
		上下水道施設に係る災害対策の強化（再掲）	上下水道局全課	被災時に遅滞なくより適切に業務に取り組めるよう「甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）」の見直しを進めるとともに、「危機管理指針」及びマニュアル等については、「甲府市地域防災計画」等との整合を図る中で、必要に応じて見直す。また、応急資機材等の計画的整備や、実践的な災害対応訓練の実施を推進する。

8	【事前に備えるべき目標】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
	8-3	【起きてはならない最悪の事態】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失		
		文化財の特性に応じた防火対策の推進	消防本部警防課	周囲の消防水利の有無等を踏まえ、必要に応じて耐震性を有する貯水槽の整備を推進する。